

第4期
鉢田市教育振興基本計画
(素案)

令和8年〇月
鉢田市教育委員会

目 次

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨.....	3
2 計画の位置づけ.....	3
3 計画期間.....	4

第2章 教育を取り巻く現状

1 教育をめぐる情勢.....	5
(1) 人口減少・少子高齢化の進行.....	5
(2) 持続的な幸福度（ウェルビーイング）の向上	5
(3) 新型コロナウイルス感染症の拡大	6
(4) 「令和の日本型学校教育」の推進.....	6
(5) 子どもをめぐる教育環境の多様化	6
(6) 学校における働き方改革.....	6
(7) コミュニティ・スクールの推進	7
2 鉢田市の教育に関する現状.....	8
(1) 人口等統計データ	8
(2) 地区別人口の推移	8
(3) 就学前児童の状況	9
(4) 小学校児童数の推移	11
(5) 中学校生徒数の推移	13
(6) 特別支援学級在籍者数の推移.....	14
(7) 学校給食の現状	15
(8) 放課後児童クラブ利用状況.....	16
(9) 図書館の利用人数・貸出冊数の推移	16
(10) 公民館の利用人数の推移.....	18
(11) 運動施設利用者数の推移.....	19
(12) 市内の文化財の状況	20
3 アンケート調査結果.....	22
(1) 調査概要.....	22
(2) 集計結果（抜粋）	22

第3章 鉢田市がめざすこれからの教育

1 教育目標.....	40
2 基本方針.....	41
3 推進体制.....	42

第4章 教育推進のための施策の展開

1 施策体系.....	43
2 施策の展開.....	47
基本方針1 子どもの個性を尊重し「生きる力」を育む学校教育の推進	47

(1) 確かな学力の育成	47
(2) 豊かな心の育成	48
(3) 健やかな体の育成	50
(4) 幼児教育の充実	51
(5) 一人一人に応じた指導や支援の推進	52
(6) 社会の変化に対応する教育の推進	54
基本方針2 子どもの学びを支える教育環境の充実	57
(1) 教育環境の向上	57
(2) 児童生徒の安全確保	58
(3) 開かれた学校づくりの推進	59
基本方針3 誰もがいつまでも学び続け、成果を社会に活かせる『生涯学習社会』の実現	62
(1) 生涯学習活動の活性化	62
(2) 図書館機能の充実	63
(3) 青少年健全育成の推進	65
(4) 文化・活動の活性化	66
(5) 文化財の保護・啓発	67
基本方針4 生涯を通して楽しめるスポーツ・レクリエーション環境の充実 ...	69
(1) スポーツ・レクリエーション活動の推進	69
(2) スポーツ・レクリエーション施設整備・充実	70
第5章 計画の推進にあたって	
1 計画の推進管理	73
2 関係部局との連携	73
3 情報の発信と収集	73
第6章 銚田市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画	
資料編	
銚田市教育振興基本計画策定委員会設置要綱	77
銚田市教育振興基本計画策定委員会委員名簿	79

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

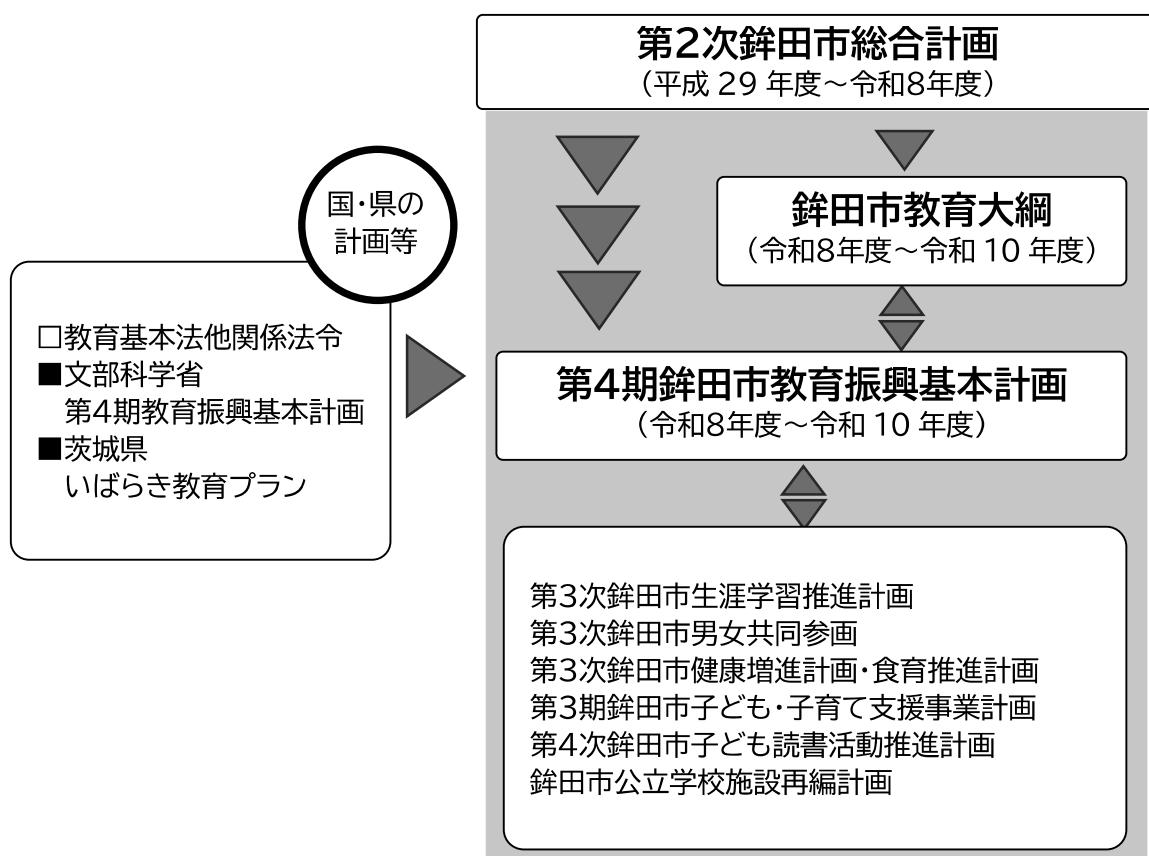
本市では、令和3年3月に「第3期鉾田市教育振興基本計画」を策定し、基本方針に基づき、学校教育の推進、教育環境の充実、社会教育、生涯スポーツ分野の推進の4つの基本方針を掲げて、教育施策に取り組んでまいりました。

この度、第3期基本計画は令和7年度をもって計画期間満了となることから、計画の基本理念の実現と継続的な教育施策の展開を図るため、「第2次鉾田市総合計画後期基本計画」との整合を継続するとともに、国の「第4期教育振興基本計画（令和5年6月閣議決定）」及び茨城県の「いばらき教育プラン（令和3年度策定）」を参照しながら「第4期鉾田市教育振興基本計画」を策定するものとします。

2 計画の位置づけ

本計画は、教育基本法第17条第2項に規定に基づく教育振興基本計画として、本市の教育行政の振興を図る計画として策定しています。

また、本市の最上位計画である鉾田市総合計画の教育分野における部門別計画であり、関連する他の部門別計画との整合性を図りながら、教育施策を推進していきます。



3 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年度から令和10年度までの3年間とします。



第2章 教育を取り巻く現状

1 教育をめぐる情勢

(1) 人口減少・少子高齢化の進行

日本の人口は近年減少傾向にあり、2040年には総人口が1億1,300万人を割り込み、高齢化率は約34.8%の水準になると推計されています。14歳以下人口は1,142万人となり、2020年から361万人（約24%）の減少となっています。

教育分野においては、児童生徒数が減少していくことにより、子ども同士が切磋琢磨する機会の減少や保護者の過保護・過干渉、さらには、学校行事や部活動、地域における伝統行事が継続できなかったり、芸術文化の後継者が不足したりするなど様々な影響が考えられます。

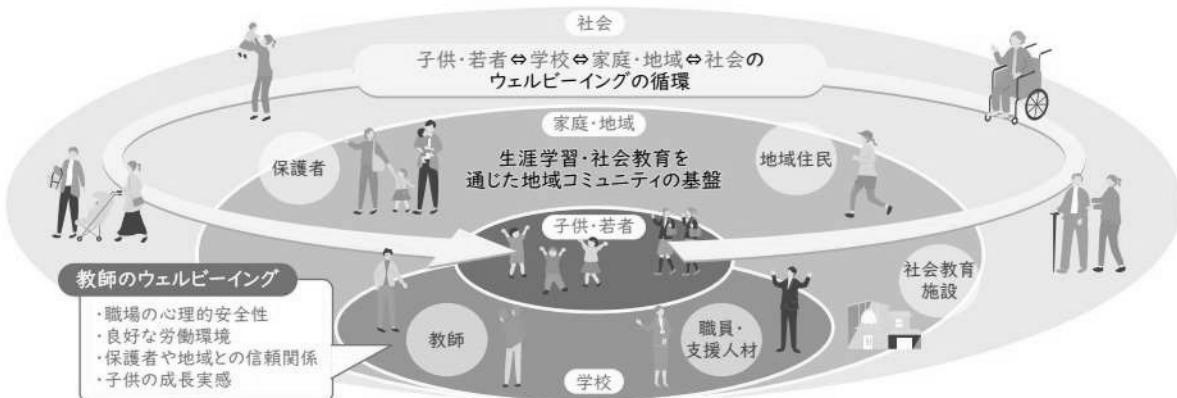
本市においても、こうした状況を踏まえ、持続可能な社会の実現を目指し、質の高い教育を通じて、一人一人の可能性を最大限に引き出せるよう、少子化に対応した教育環境を創り出すことが大切です。

(2) 持続的な幸福度（ウェルビーイング）の向上

経済先進諸国においては、経済的な豊かさのみならず、精神的な豊かさや健康までを含めて幸福や生きがいと捉える「持続的な幸福度（ウェルビーイング）」の考え方が重視されてきています。

「第4期教育振興基本計画（文部科学省）」の総括的な基本方針・コンセプトにおいても「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」が挙げられています。そのなかでは、下図にあるように、教師のウェルビーイング、学校・地域・社会のウェルビーイングについて「子どもたちのウェルビーイングを高めるためには教師をはじめとする学校全体の持続的な幸福度が重要であり、また、子どもたち一人一人のウェルビーイングが、家庭や地域、社会に広がっていき、その広がりが多様な個人を支え、将来にわたって世代を超えて循環していくという姿の実現が求められる」としています。本市においても子ども・家庭・地域の「持続的な幸福度（ウェルビーイング）」を高める教育環境を構築していくことが求められています。

教師のウェルビーイング、学校・地域・社会のウェルビーイング



資料：文部科学省

（3）新型コロナウイルス感染症の拡大

令和2年から、新型コロナウイルス感染症が世界的に流行し、国内においても感染の拡大を受けて、学校が臨時休業になるなど、授業や体験活動、行事、部活動等が制限され、教育活動に大きな影響が生じました。

具体的には、各学校において授業等を十分に行うことができず、学習機会の確保や学力の保障、子どもたちの心のケアについて課題が生じました。

一方、感染拡大当初は、教育のデジタル化への対応の遅れが課題となっていましたが、休業期間中の家庭における学習支援やオンライン授業等、1人1台端末の整備を促進する契機ともなりました。この期間に蓄積した様々な学習活動の工夫を将来の教育活動につなげていくことが求められます。

（4）「令和の日本型学校教育」の推進

新しい時代の初等中等教育のあり方について、令和3年1月に、中央教育審議会から、「令和の日本型学校教育」の構築を目指す答申がありました。

答申では、Society5.0時代の到来、自然災害や感染症の拡大など予測困難な時代を生き抜くため、新たな動き（新学習指導要領、GIGAスクール構想、学校における働き方改革）をこれまでの日本型教育にミックスさせ、全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現を目指す「令和時代の日本型学校教育」を推進していくことが示されました。

また、令和時代の日本型学校教育の推進を担う教師のあり方に関し、求められる資質・能力の再定義や、教員免許のあり方、環境整備等について諮問（令和3年3月12日）がなされました。

（5）子どもをめぐる教育環境の多様化

社会の多様化が進む中、学校においても、子どもたちを取り巻く環境の変化や、子どもたち自身の多様化が進んでいます。

本市においては、特別な支援を必要とする子ども、日本語指導を必要とする子ども、不登校のために支援を必要とする子ども等、多様な背景を持った子どもたちがあり、一人一人の教育的ニーズに対応するため、多様な学びの場や学習機会の確保、教育相談体制の充実が求められます。

（6）学校における働き方改革

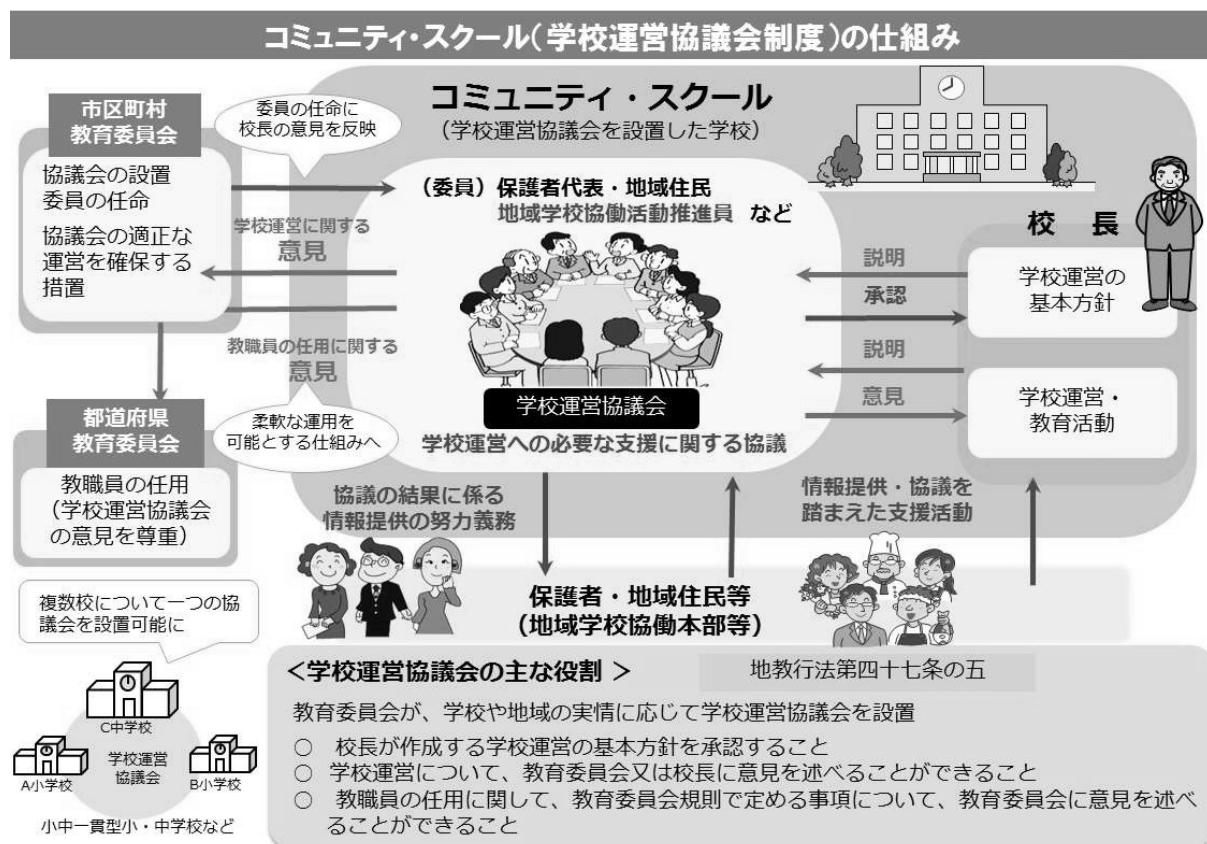
中央教育審議会の答申（平成31年1月）において「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」が示され、教職員の勤務時間管理の徹底や業務の明確化・適正化等、学校における働き方改革の総合的な推進についての提言がなされました。この答申を受け、学校において働き方改革を推進し、その実効性を高めるため、文部科学省に「学校における働き方改革推進本部」が設置され、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン（平成31年1月）」が策定されました。また、茨城県においても「茨城県県立学校の働き方改革のためのガイドライン（令和3年4月）」が策定され、市町村においてはガイドラインに沿って取組を進めているところです。

鉢田市では、令和2年に「鉢田市立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針に関する規則」を定め、教育職員の時間外在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできました。

さらに、持続可能な部活動と教員の負担軽減策として、令和8年度より、休日の部活動について地域展開を開始します。

(7) コミュニティ・スクールの推進

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正(平成29年4月1日施行)が行われ、学校運営協議会の設置が各教育委員会の努力義務とされたことで、学校運営協議会の設置数が飛躍的に増加したことにより、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地域学校協働活動推進員を委嘱することができることが規定され、学校運営協議会と地域学校協働活動を一体的に推進する事が示されました。

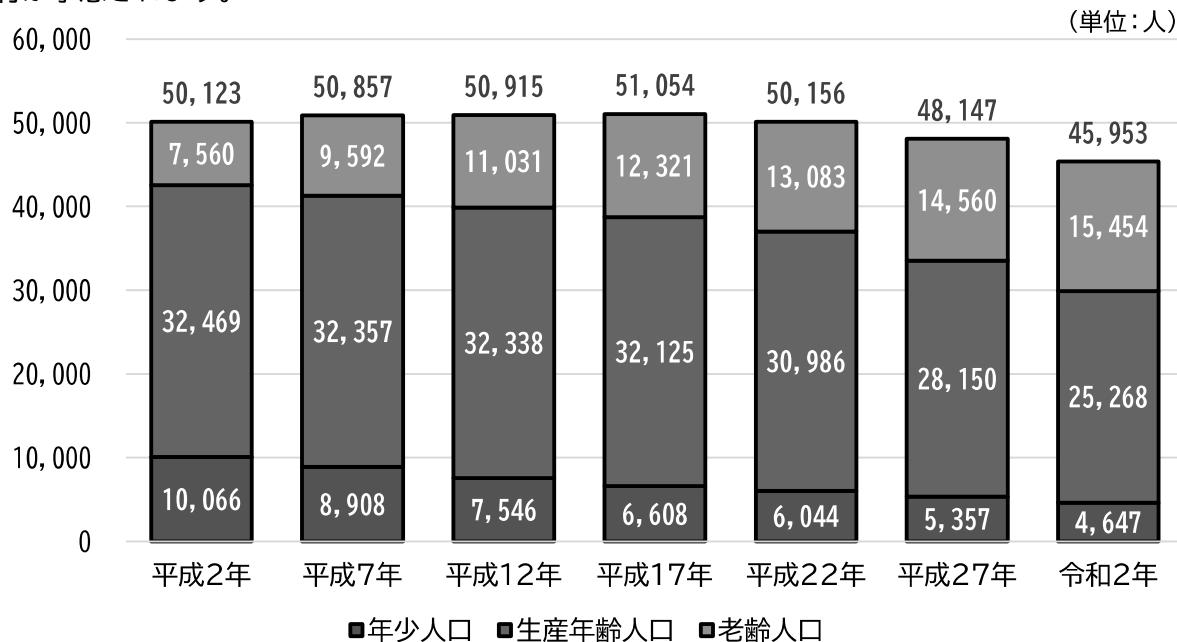


参考資料:文部科学省 HP より

2 銚田市の教育に関する現状

(1) 人口等統計データ

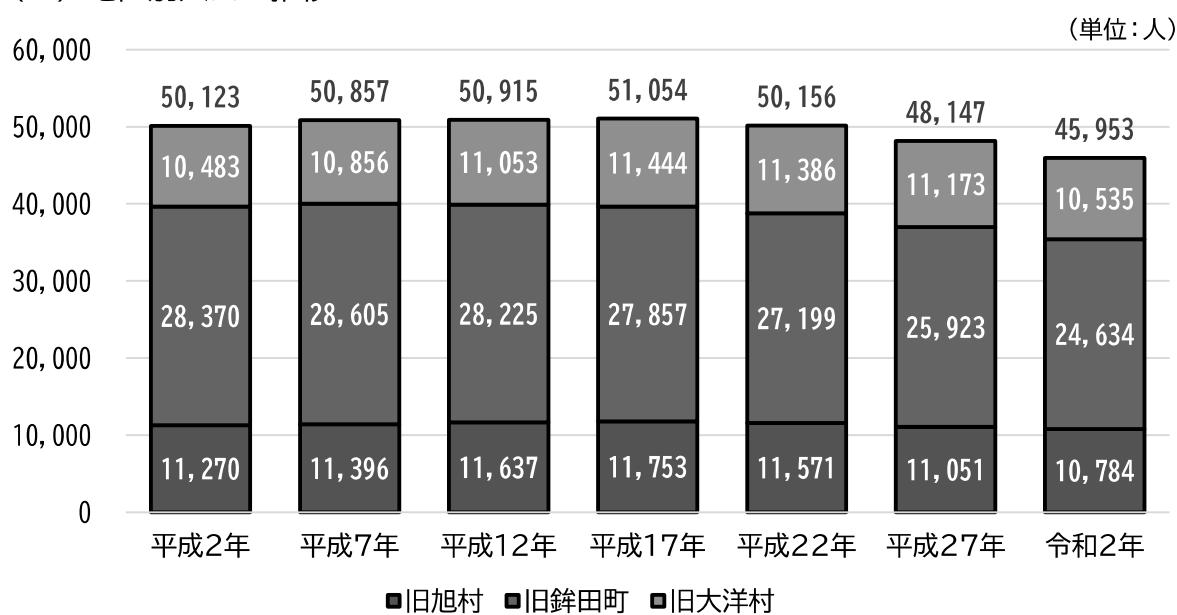
本市の総人口は平成17年以降減少傾向にあり、年齢を3区分別にみると年少人口及び生産年齢人口が減少している一方で老齢人口は増加しています。今後さらに人口減少・少子高齢化の進行が予想されます。



資料：総務省「国勢調査」

※総人口は年齢不詳者を含むため、内訳の合計は一致しません。

(2) 地区別人口の推移



資料：総務省「国勢調査」

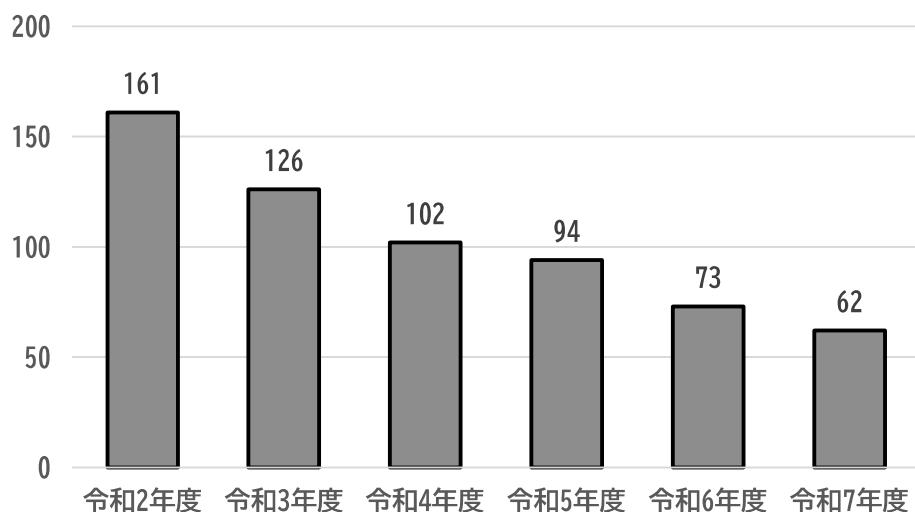
※総人口は年齢不詳者を含むため、内訳の合計は一致しません。

(3) 就学前児童の状況

■幼稚園の園児数の推移

市立幼稚園に通う園児は年々減少し、令和2年度の161人から令和7年度は62人と99人減少しています。

(単位：人)

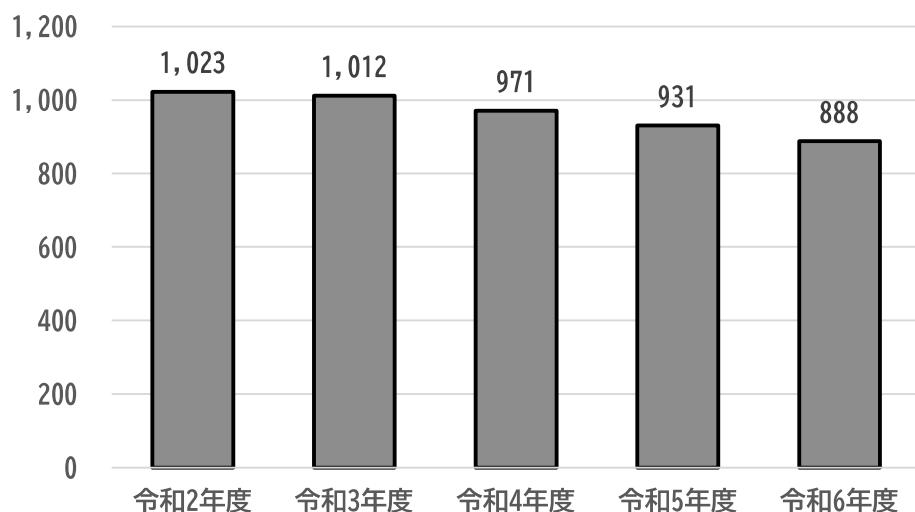


資料：学校基本調査（各年度5月1日現在）

■認可保育所(園)の園児数の推移

市内の認可保育所(園)に通う園児は、年々減少し、令和2年度の1,023人から令和7年度は888人と135人減少しています。

(単位：人)



資料：子ども家庭課（各年度3月1日現在）

■近隣市の幼稚園・認定こども園児数の推移

(単位:人)

市町村名	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
鉾田市	幼稚園	161	126	102	94	73
	認定こども園	—	283	421	396	390
	(うち0~2歳)	—	107	144	136	141
鹿嶋市	幼稚園	192	168	152	129	122
	認定こども園	1,332	1,286	1,232	1,203	1,180
	(うち0~2歳)	294	271	278	291	292
潮来市	幼稚園	—	—	—	—	—
	認定こども園	869	856	800	732	698
	(うち0~2歳)	274	272	235	247	237
神栖市	幼稚園	337	298	303	286	254
	認定こども園	1,007	992	953	913	872
	(うち0~2歳)	232	234	243	235	225
行方市	幼稚園	86	83	70	61	49
	認定こども園	463	449	443	408	403
	(うち0~2歳)	140	157	155	125	127

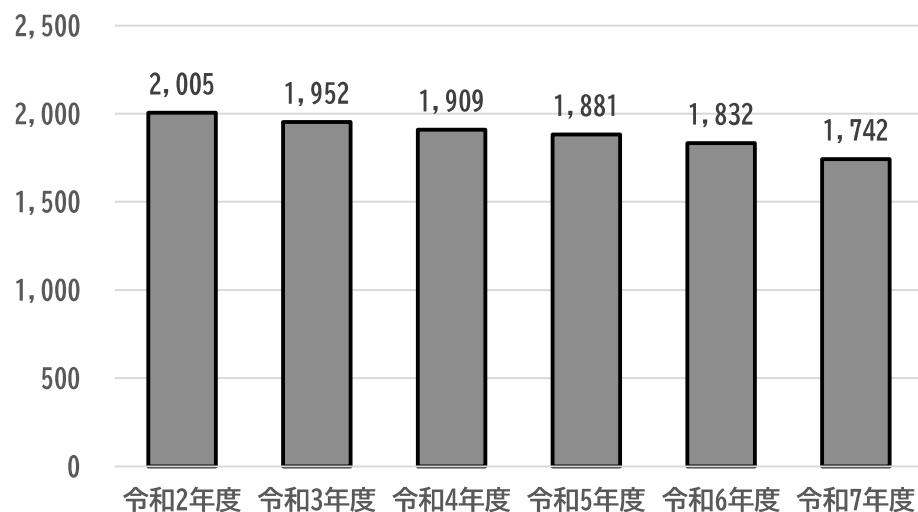
資料:学校基本調査(各年度5月1日現在)

(4) 小学校児童数の推移

■小学校児童数の推移

市立小学校の児童数は年々減少し、令和2年度の2,005人から令和7年度は1,742人と263人減少しています。

(単位：人)



資料：学校基本調査（各年度 5月 1日現在）

■学校別児童数の推移

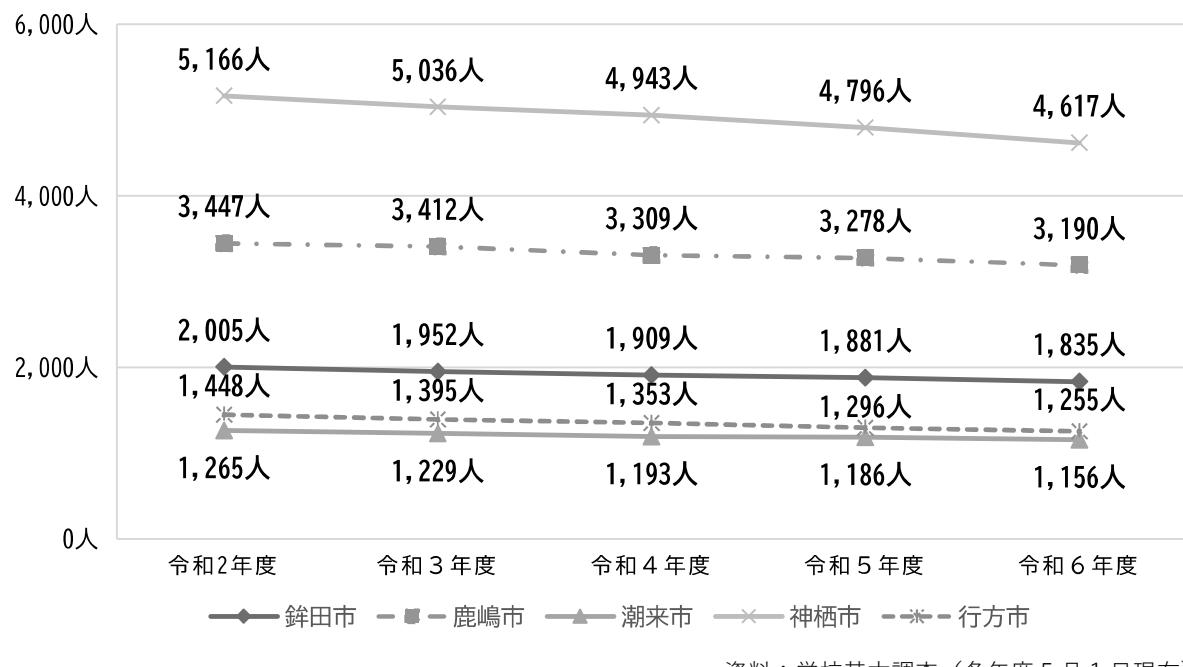
(単位：人)

小学校名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
旭 東	171	169	169	163	164	162
旭 南	112	104	95	87	94	97
旭 西	111	110	111	112	104	103
旭 北	73	72	72	68	68	73
鉢田北	408	409	411	400	388	375
鉢田南	757	717	692	701	683	627
大洋			359	350	331	305
上島東	123	118	大洋小学校に統合			
上島西	44	42				
白鳥東	125	131				
白鳥西	81	80				
計	2,005	1,952	1,909	1,881	1,832	1,742

資料：学校基本調査（各年度 5月 1日現在）

■近隣市の小学校児童数の推移

令和2年度からの近隣市の小学校児童数は、いずれの市も減少傾向で推移しています。



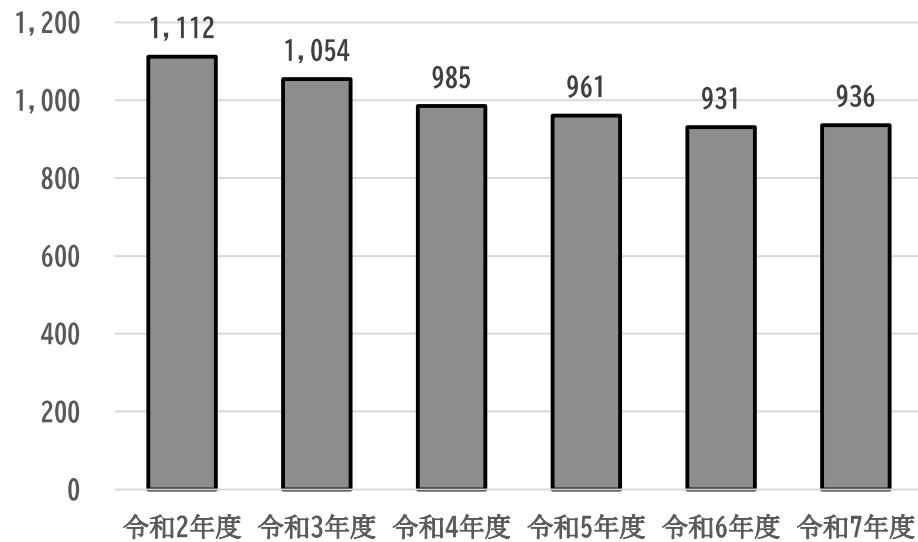
資料：学校基本調査（各年度 5月1日現在）

(5) 中学校生徒数の推移

■中学校生徒数の推移

市立中学校の生徒数は年々減少し、令和2年度の1,112人から令和7年度は936人と176人減少しています。

(単位：人)



資料：学校基本調査（各年度5月1日現在）

■学校別生徒数の推移

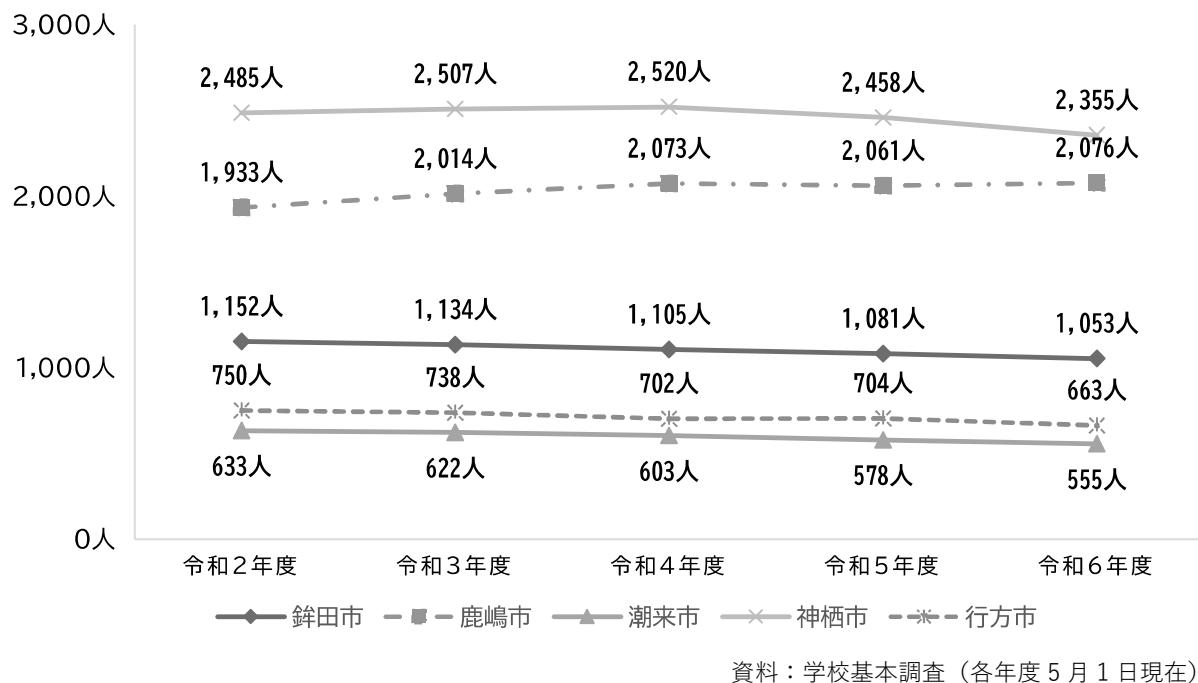
(単位：人)

中学校名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
旭	254	263	246	234	224	218
銚田北	221	208	185	191	193	205
銚田南	397	378	375	348	325	328
大洋	240	205	179	188	189	185
計	1,112	1,054	985	961	931	936

資料：学校基本調査（各年度5月1日現在）

■近隣市の中学校生徒数の推移

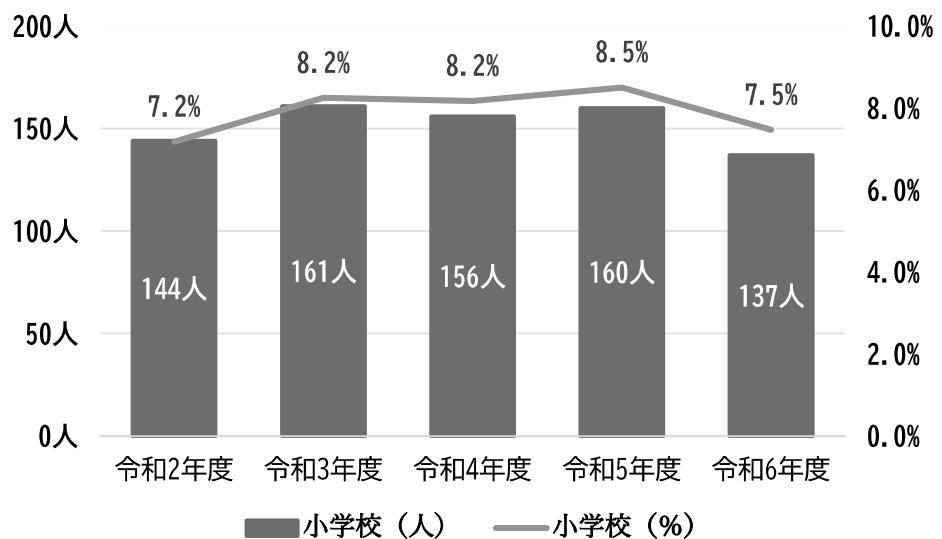
令和2年度からの近隣市の中学校生徒数の推移は、鹿嶋市を除き減少傾向で推移しています。



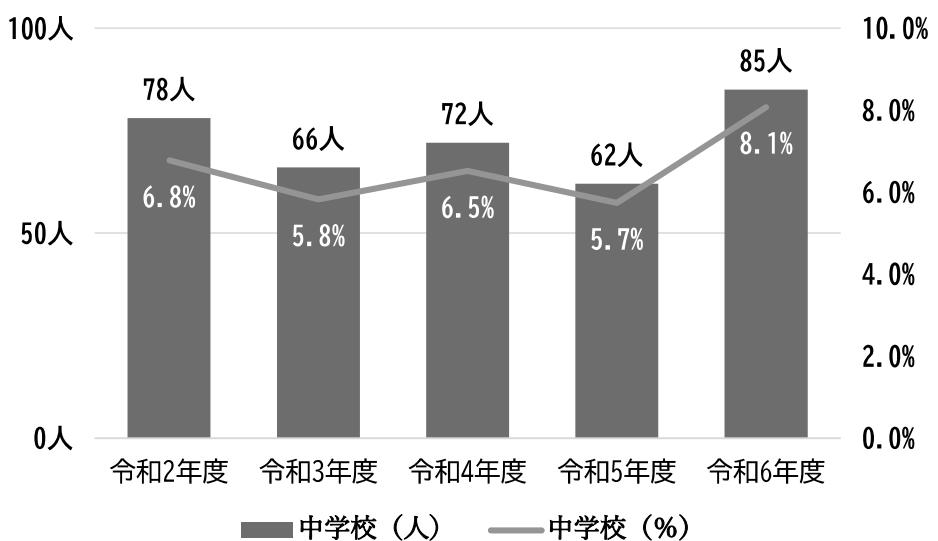
（6）特別支援学級在籍者数の推移

児童生徒数全体に占める特別支援学級の在籍者の割合は、令和2年度以降増加傾向にあります。

■小学校児童数の推移



■中学校生徒数の推移



資料：学校基本調査（各年度 5月 1日現在）

（7）学校給食の現状

市立鉢田学校給食センターでは、市内の幼稚園・小学校・中学校への安心安全な給食の提供に努めています。

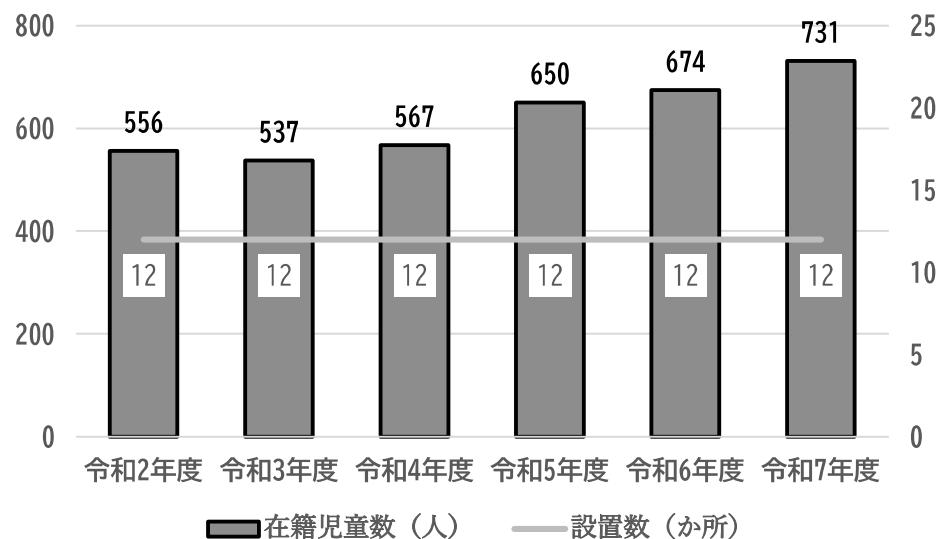
名 称	鉢田市立鉢田学校給食センター
所 在 地	鉢田市安塚 1962 番地 1
建築年度	平成 23 年度(2011 年度)
構 造	鉄骨造
延床面積	2,102 m ²
対 象 者	幼稚園及び小・中学校
運営形態	一部委託
配食概数	3,300食/日

(8) 放課後児童クラブ利用状況

■設置数・在籍児童数の推移

放課後児童クラブは市内に12か所設置しており、在籍児童数は、令和2年度の556人から令和7年度は731人と175人増加しています。

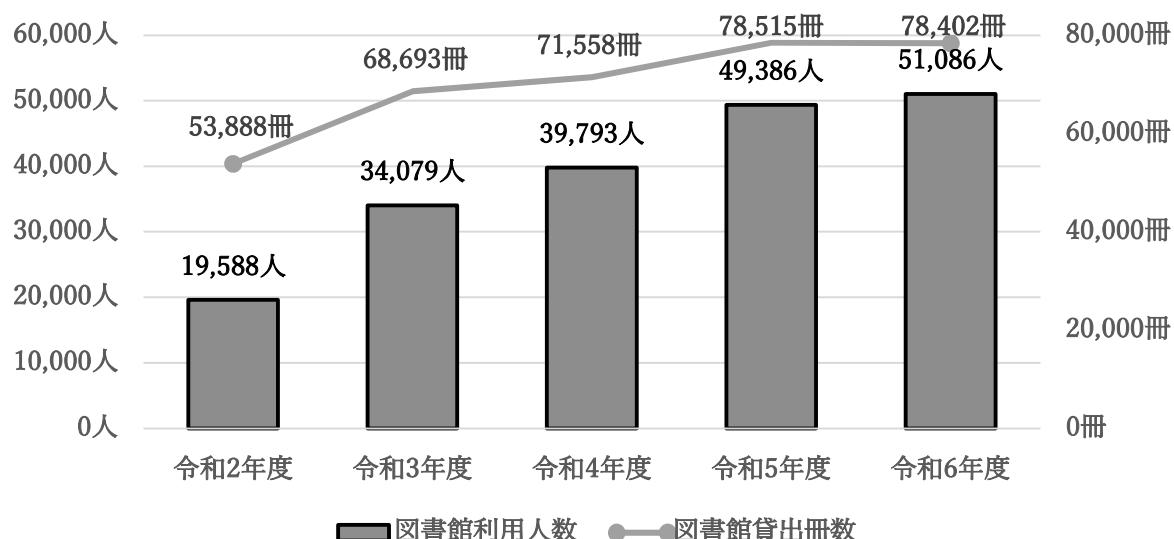
(単位：人、か所)



資料：子ども家庭課（各年度5月1日現在）

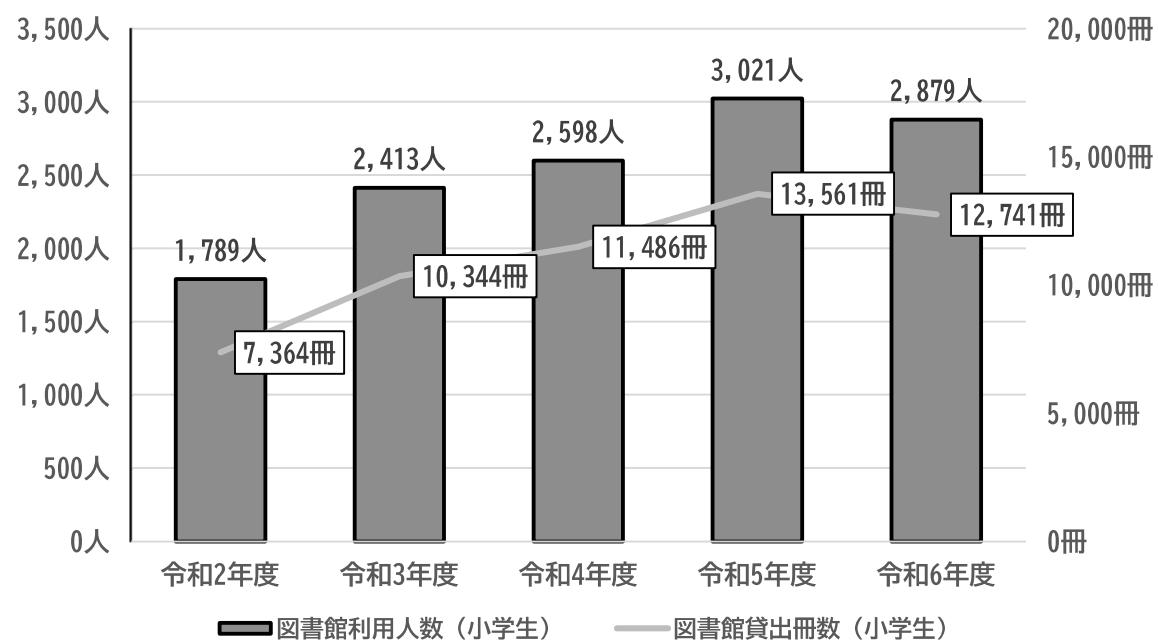
(9) 図書館の利用人数・貸出冊数の推移

図書館の利用人数は新型コロナウイルス感染症の影響により減少しましたが、令和2年度以降は増加しており、令和6年度には51,086人となっています。また、貸出冊数も令和6年度には78,402冊と増加傾向となっています。

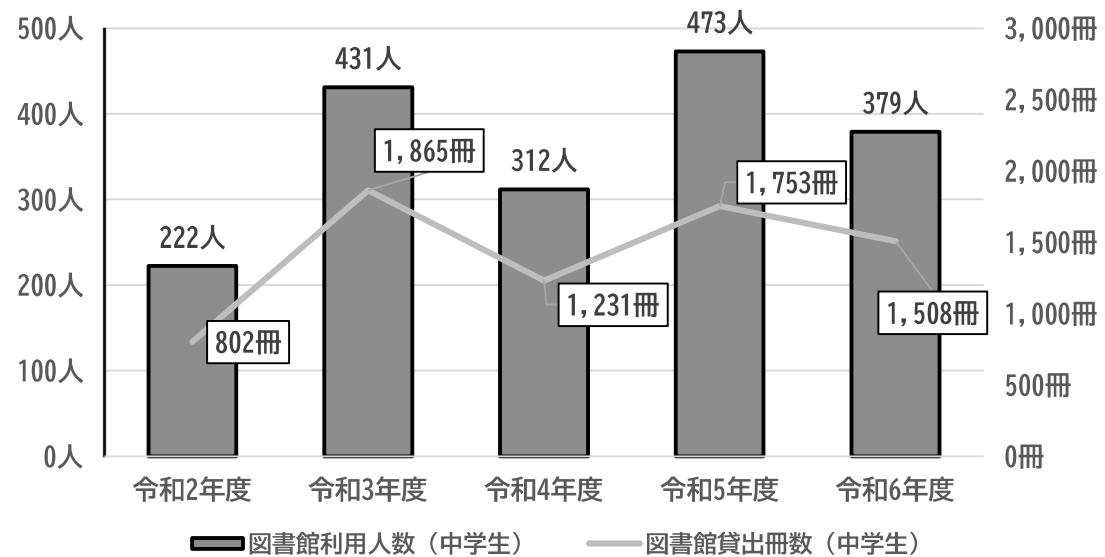


資料：図書館（各年度3月31日現在）

■小学生の推移

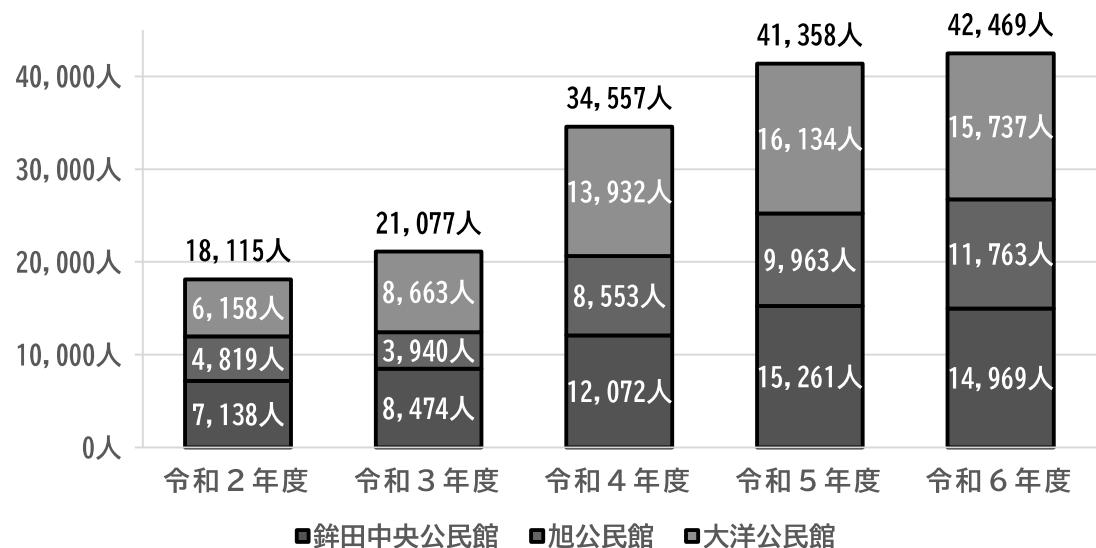


■中学生の推移



(10) 公民館の利用人数の推移

公民館の利用人数は、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度には18,115人に減少しましたが、その後回復傾向にあり令和6年度には42,469人となっています。



資料：鉢田中央公民館（各年度3月31日現在）

■公民館主催講座の状況

(単位：講座/人)

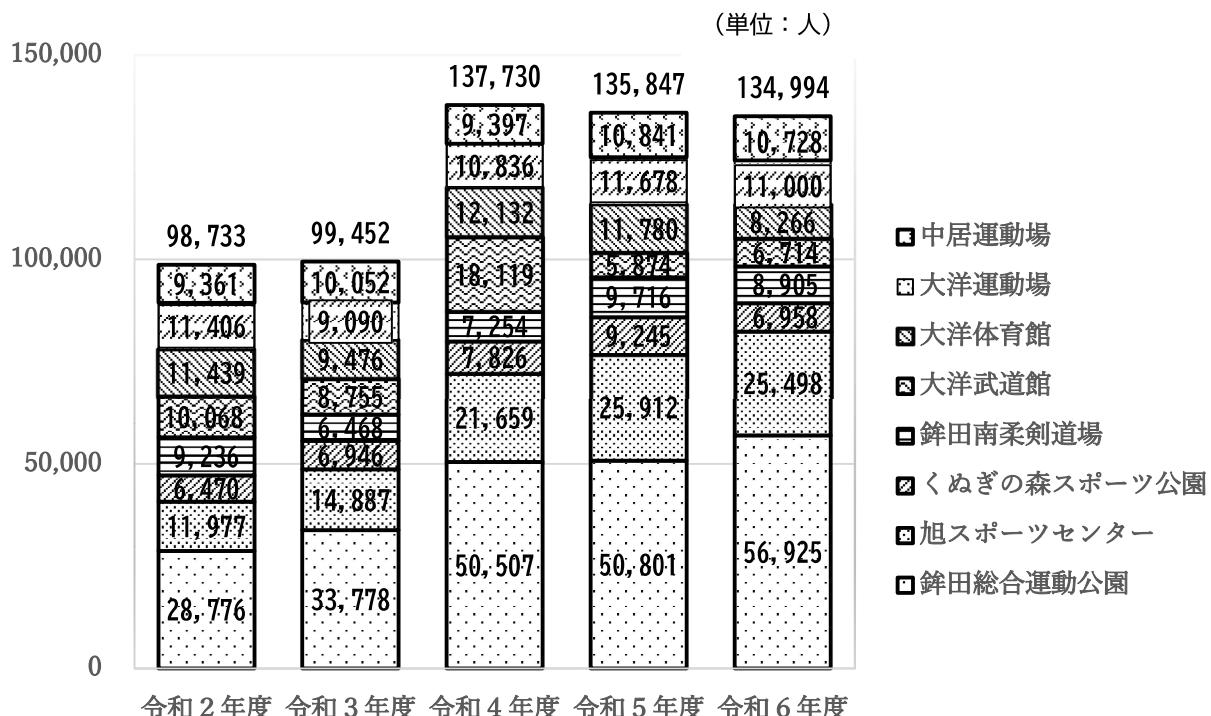
	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	講座数	延べ参加人数								
成人向け講座	19	152	43	287	68	807	61	737	60	521
青少年向け講座	未実施	未実施	11	157	37	475	34	525	34	415

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
いきいき大学	未実施	未実施	75	99	114
高砂大学	未実施	未実施	72	73	80
寿大学	未実施	未実施	227	290	356
寿大学生による自主事業	未実施	未実施	未実施	45	63

(11) 運動施設利用者数の推移

市立運動施設の利用者数は、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度には98,733人に減少しましたが、令和4年度には回復し137,730人となっています。



資料：生涯学習課（各年度3月31日現在）

■スポーツ教室参加者数

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
卓球教室（参加延べ人数）	未実施	未実施	328	300	163
バドミントン教室（参加延べ人数）	未実施	未実施	-	200	56
クライミング教室	未実施	130	174	186	139

■生涯学習館「とくしゅくの杜」来訪者数

(単位：人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
学習・展示棟	170	3,402	3,730	5,227
クライミングセンター	2,238	4,017	4,574	5,896

(12) 市内の文化財の状況

文化財は、私たち人間の長い歴史の中で生まれ、育まれ、今日の世代に守り伝えられてきた貴重な財産であり、地域の歴史、文化等の正しい理解のために欠くことのできないものです。本市には、所有者が管理している指定文化財が国指定、県指定、市指定合わせて64点存在し、市が管理する指定文化財が3点あります。

また、生涯学習館「とくしゅくの杜」では、鉢田市内から出土した土器等の埋蔵文化財出土資料を多数保管しており、資料の一般公開を行っております。地域の歴史の成り立ちについて学習する機会を提供し、文化財保護の啓発意識を高めることにつなげています。

■市内の指定文化財

	国指定	県指定	市指定	合 計
有形文化財				
建造物		3	11	14
絵画	1	1		2
工芸品			1	1
彫刻	1	2	11	14
書跡		1	1	2
考古資料			4	4
無形文化財				
民族芸能			1	1
記念物				
史跡			5	5
名勝		2	1	3
天然記念物	2	9	53	64

■市が管理する指定文化財

名称	三階城
所在地	鉢田市安房
特徴	三層の絶壁をなすことから三階城と呼ばれます。縄張りは輪郭・階郭式で、県内でも珍しい。また、所在は安房ですが、形状から名称をついている点もあまり例はない。
年代	鎌倉時代
指定年月日	昭和 48 年 10 月 1 日

名称	梶山古墳群 4 号墳出土遺物
保管場所	生涯学習館「とくしゅくの杜」
特徴	昭和 55 年に発掘調査を行った際の出土遺物です。 。石棺内から人骨、直刀、副葬品などが出土しましたが、その中に直刀の把頭の形態に獅噛環式環頭太刀（しがみかんしきかんとうたち）と呼ばれるものが 1 振ありました。これは、当時、全国で 22 例しかなく、茨城県では初めての出土でした。
年代	6 世紀末から 7 世紀初頭と推量されます
指定年月日	平成 19 年 10 月 24 日

名称	縄文 注口土器
所在地	生涯学習館「とくしゅくの杜」
特徴	注口土器は、出土場所等の記録がなく不明ですが、以前は青柳地内の小学校に保管されていたことから、近くで出土したものと推測されます。口縁部に 2 個の把手を有し、口径 9.4cm で、口唇部が短く外反します。胴部の最大径は 16.5cm で球状を呈し、底径は 6.6cm で、高さ 2.1cm の円錐状の台が付いています。文様帶は左右対称に構成されており、沈線で帶状に区画された縄文及び磨消縄文が施されています。
年代	縄文時代後期
指定年月日	昭和 62 年 4 月 1 日

3 アンケート調査結果

(1) 調査概要

○ 調査対象：

①市民対象調査	市内在住の18歳以上の方の中から1,000人を無作為抽出
②小中学生対象調査	市立小中学校の小学5年生318人、中学2年生323人
③小中学校教職員対象調査	市立小中学校の教職員等
④幼稚園教職員対象調査	市立幼稚園の教職員等

○ 調査期間：令和7年11月10日～11月25日

○ 調査方法：郵送及び小中学校・幼稚園を通じ配付

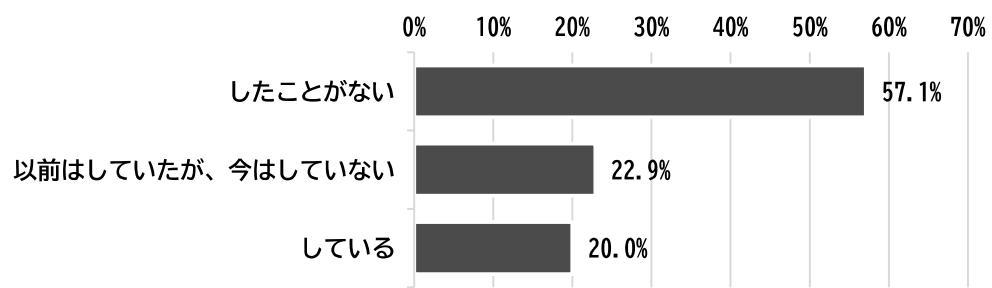
○ 配付・回収状況：

	配布数	有効回答数	回答率
①市民対象調査	1,000件	380件	38.0%
②小中学生対象調査	641件	499件	77.8%
③小中学校教職員対象調査	239件	202件	84.5%
④幼稚園教職員対象調査	35件	27件	77.1%

(2) 集計結果（抜粋）

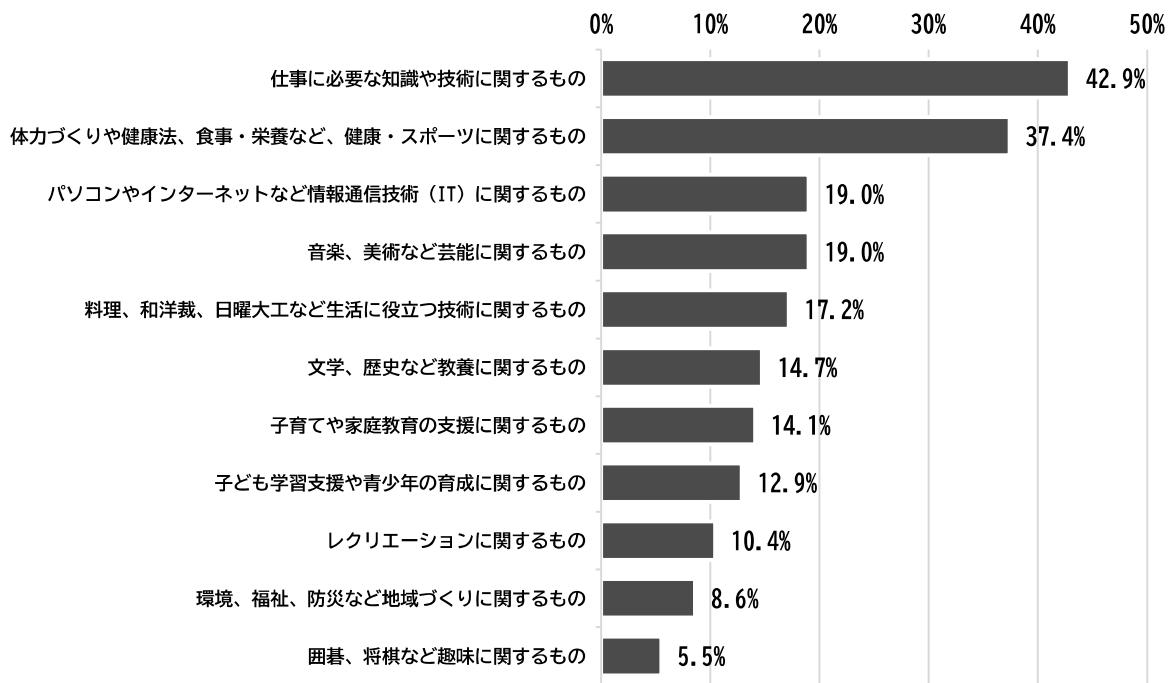
▼自主的な学習活動の有無（市民）

自主的な学習活動について、「している」が20.0%、「以前はしていたが、今はしていない」が22.9%「したことがない」が57.1%となっています。



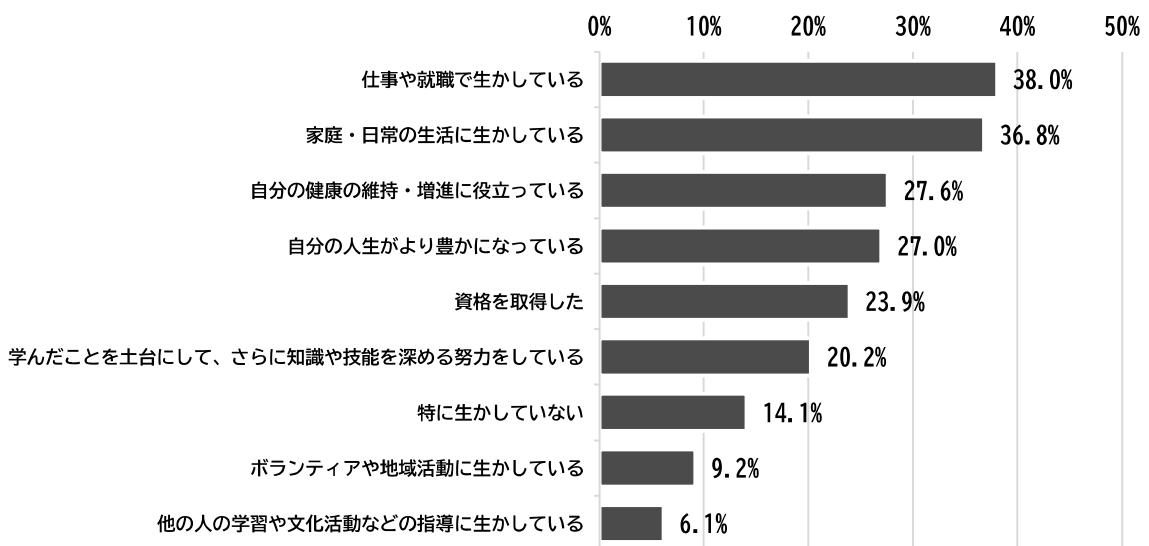
▼これまでに行った自主的な学習活動の内容（市民）

自主的な学習活動を、「している」、「以前はしていたが、今はしていない」と回答した人の活動の内容は、「仕事に必要な知識や技術に関するもの」が42.9%、「体力づくりや健康法、食事・栄養など、健康・スポーツに関するもの」が37.4%となっています。



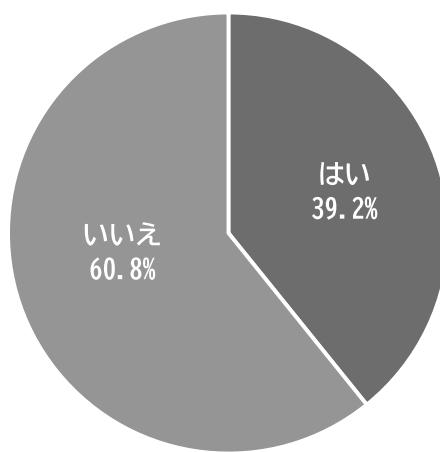
▼学んだ知識・技能・経験の活用(市民)

自主的な学習活動で学んだ知識・技能・経験の活用について、「仕事や就職で生かしている」が38.0%、「家庭・日常の生活に生かしている」が36.8%となっています。



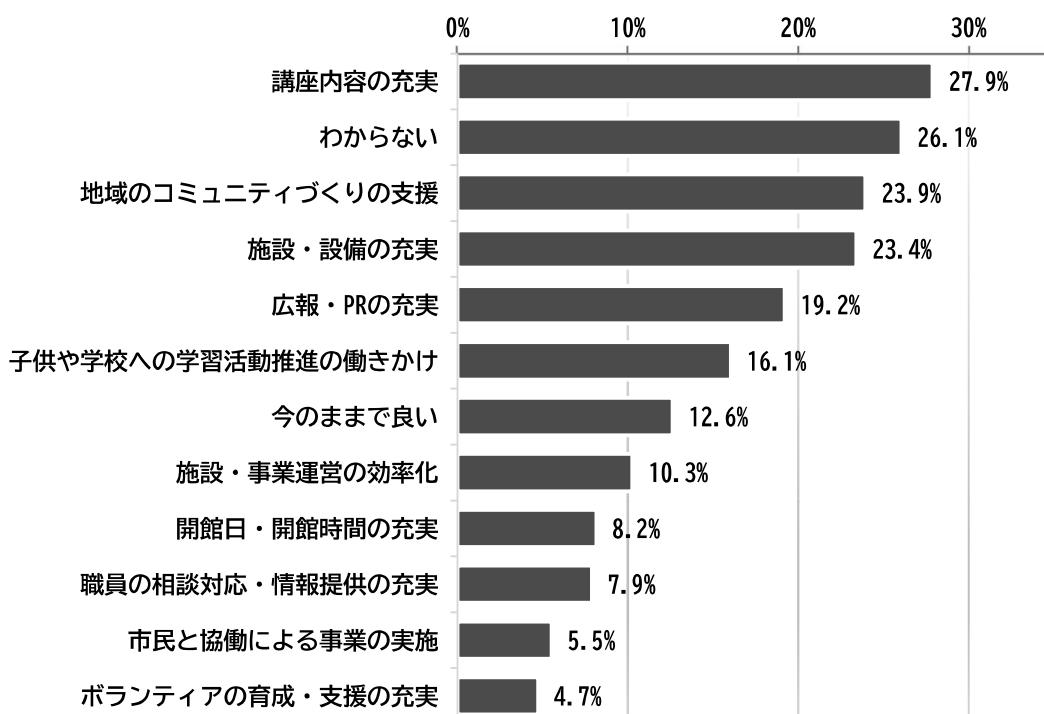
▼公民館の利用の有無(市民)

公民館を利用したことがあるかについて、「はい」が39.2%、「いいえ」が60.8%となっています。



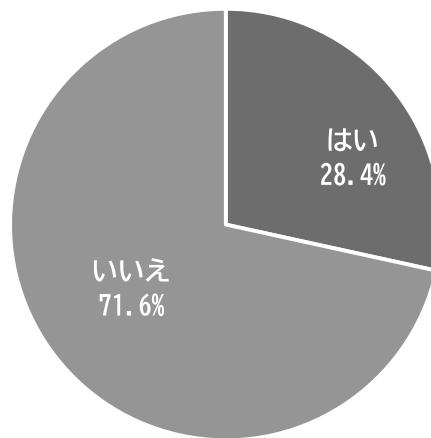
▼公民館について、今後、市が力を入れると良いと思うこと(市民)

公民館について、今後、市が力を入れると良いと思うことについて、「講座内容の充実」が27.9%、「わからない」が26.1%、「地域のコミュニティづくりの支援」が23.9%、「施設・設備の充実」が23.4%となっています。



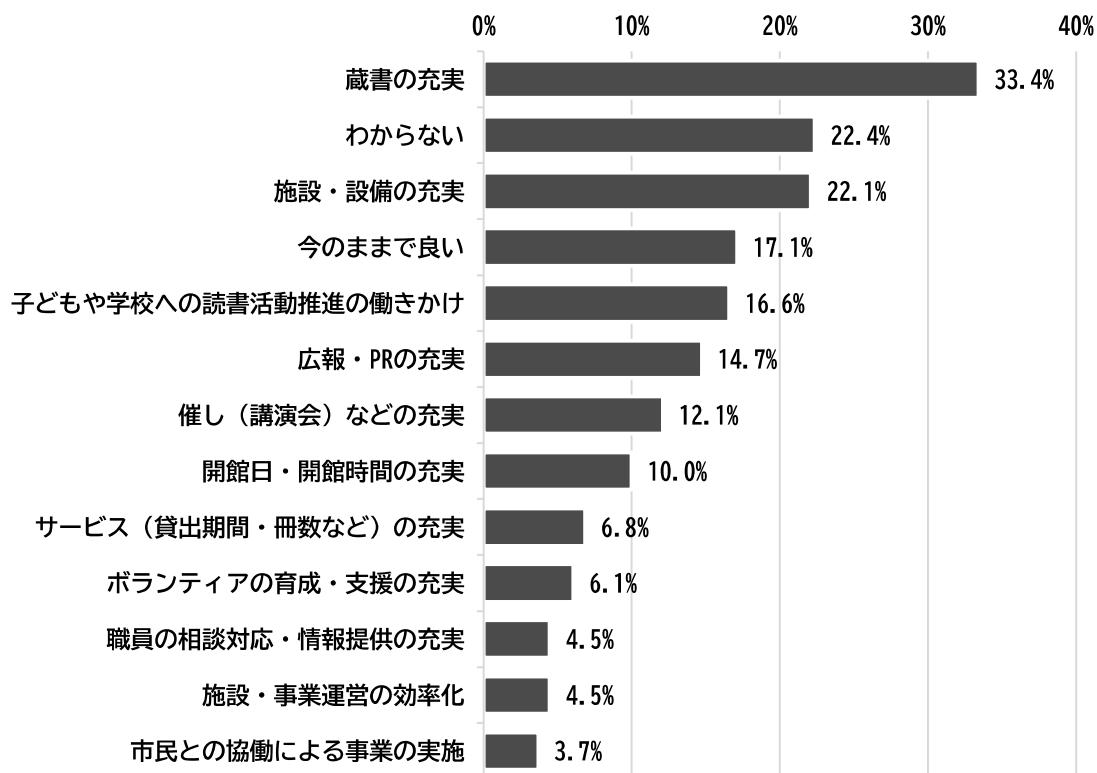
▼図書館の利用の有無(市民)

市立図書館を利用することがあるかについて、「はい」が28.4%、「いいえ」が71.6%となっています。



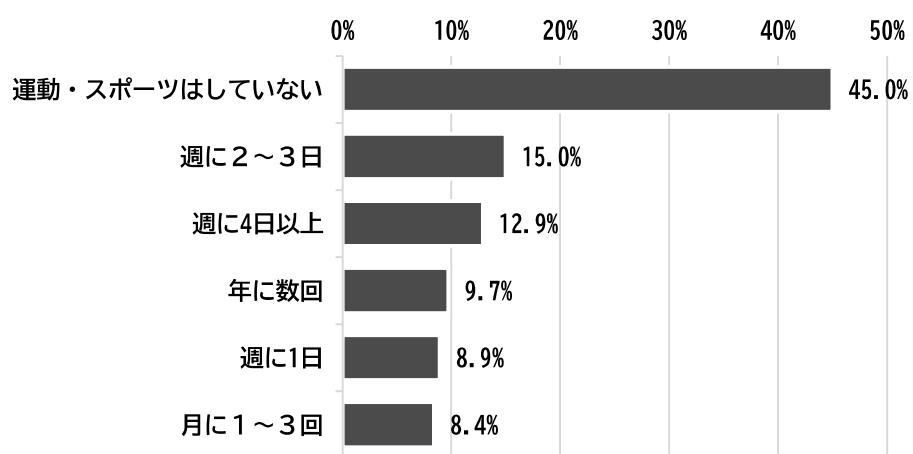
▼図書館について、今後、市が力を入れると良いと思うこと(市民)

図書館について、今後、市が力を入れると良いと思うことについて、「蔵書の充実」が33.4%、「わからない」が22.4%、「施設・設備の充実」が22.1%となっています。



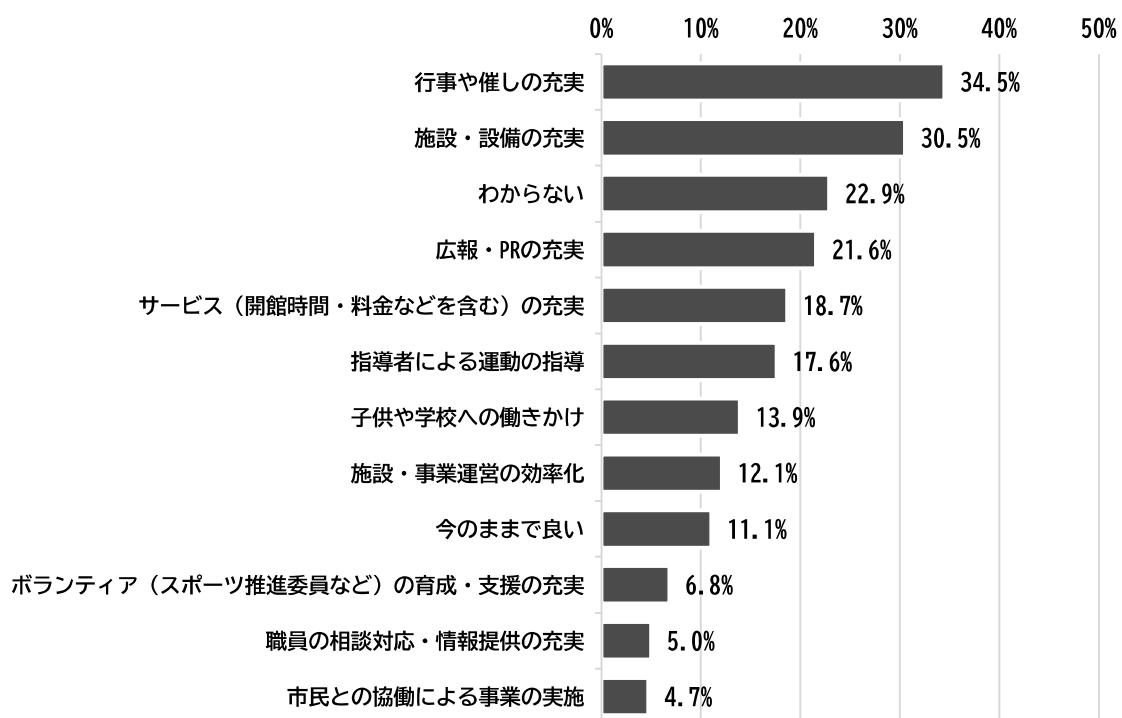
▼30分以上の運動・スポーツをする頻度(市民)

30分以上の運動・スポーツをする頻度について「週に2～3日」が15.0%、「週に4日以上」が12.9%、「年に数回」が9.7%となっています。一方、45.0%が「運動・スポーツはしていない」と回答しています。



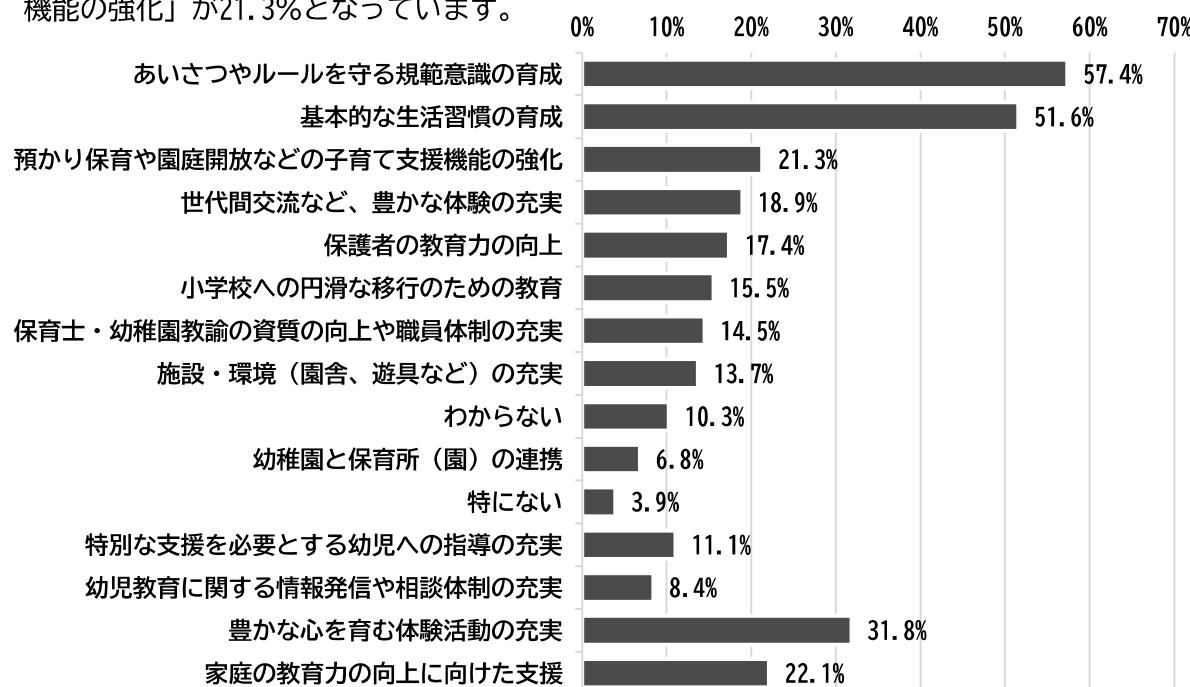
▼市民のスポーツや健康づくりを推進する上で、市が力を入れると良いと思うこと(市民)

市民のスポーツや健康づくりを推進する上で、市が力を入れると良いと思うことについて、「行事や催しの充実」が34.5%、「施設・設備の充実」が30.5%、「わからない」が22.9%、「広報・PRの充実」が21.6%、「サービス(開館時間・料金などを含む)の充実」が18.7%、「指導者による運動の指導」が17.6%となっています。



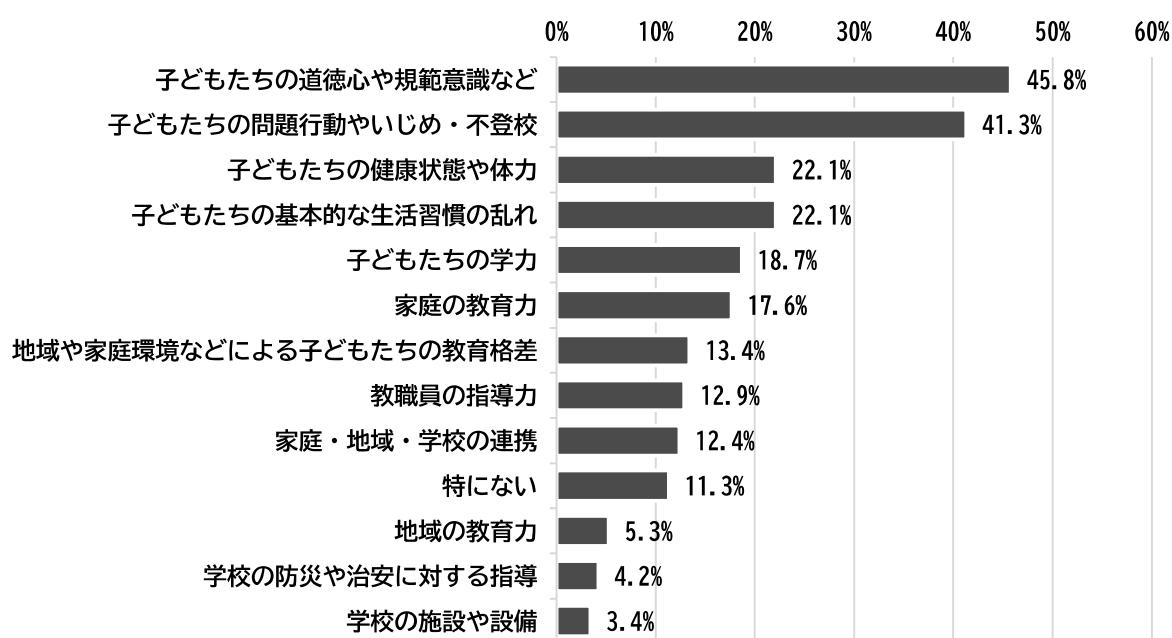
▼ 幼児教育の充実のために必要だと思う取組み(市民)

幼児教育の充実のために必要だと思う取組みについて、「あいさつやルールを守る規範意識の育成」が57.4%、「基本的な生活習慣の育成」が51.6%、「預かり保育や園庭開放などの子育て支援機能の強化」が21.3%となっています。



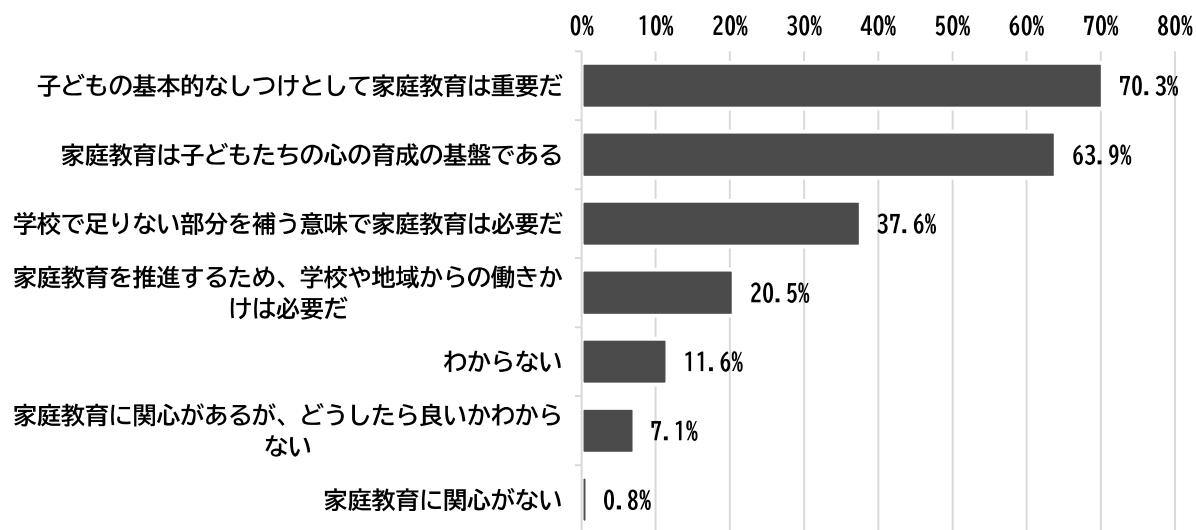
▼ 子どもたちや教育について課題と感じていること(市民)

子どもたちや教育について課題と感じていることについて、「子どもたちの道徳心や規範意識など」が45.8%、「子どもたちの問題行動やいじめ・不登校」が41.3%、「子どもたちの健康状態や体力」及び「子どもたちの基本的な生活習慣の乱れ」が22.1%、「子どもたちの学力」が18.7%となっています



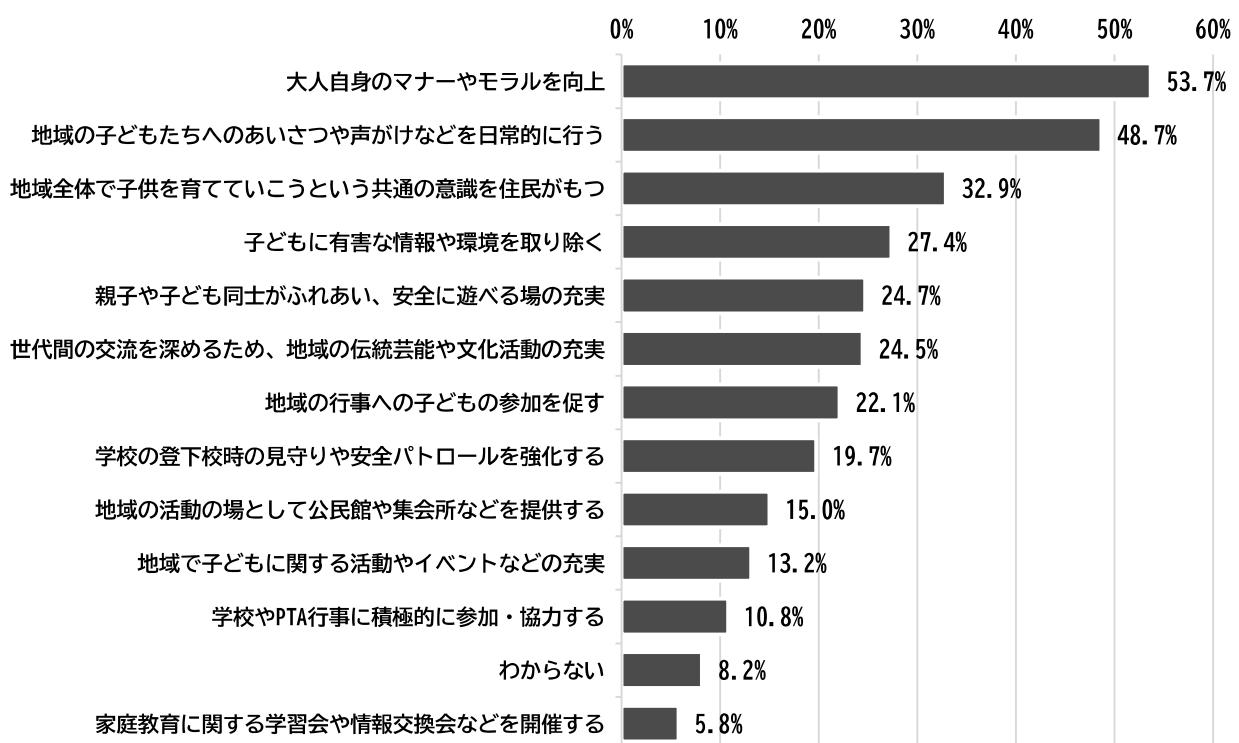
▼家庭教育について持っているイメージ(市民)

家庭教育について持っているイメージについて、「子どもの基本的なしつけとして家庭教育は重要だ」が70.3%、「家庭教育は子どもたちの心の育成の基盤である」が63.9%、「学校で足りない部分を補う意味で家庭教育は必要だ」が37.6%となっています。



▼子どもたちの健やかな成長のために、地域で取り組むべきと思うこと(市民)

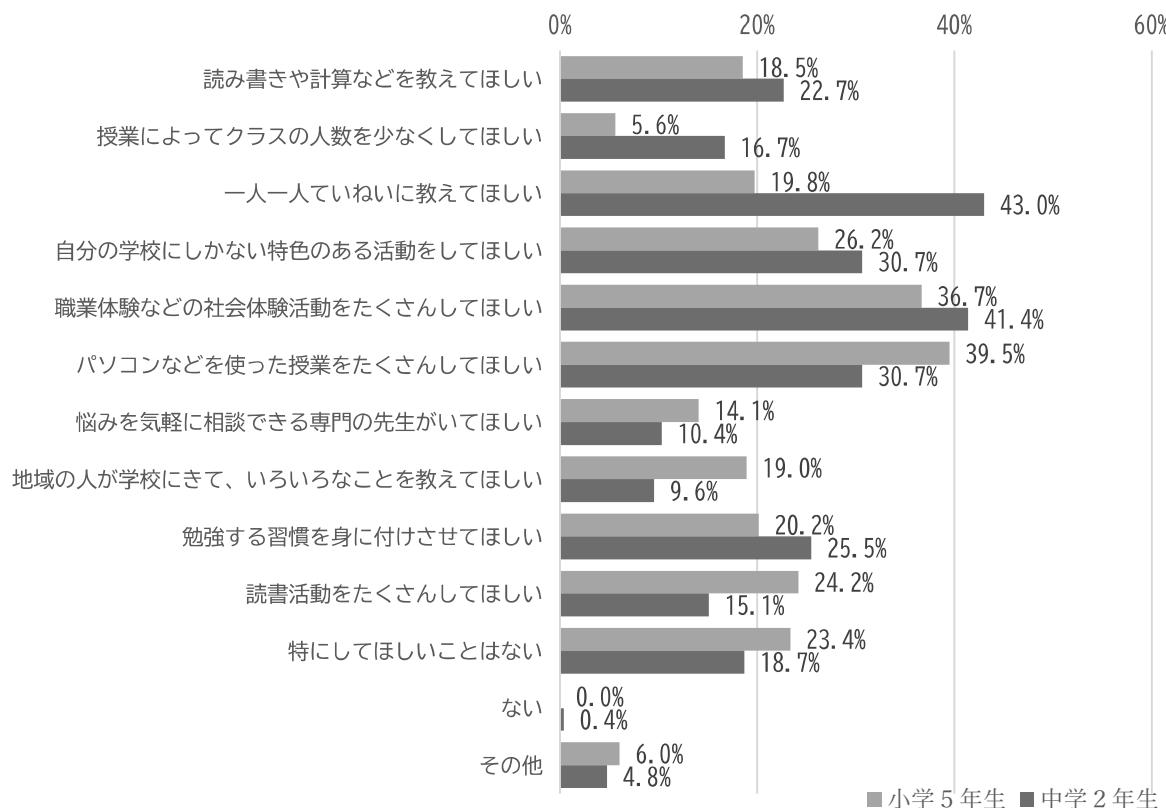
子どもたちの健やかな成長のために、地域で取り組むべきと思うことについて、「大人自身のマナーやモラルを向上」が53.7%、「地域の子どもたちへのあいさつや声掛けなどを日常的に行う」が48.7%、「地域全体で子どもを育てていこうという共通の意識を住民がもつ」が32.9%となっています。



▼学校で特にしてほしいこと(小中学生)

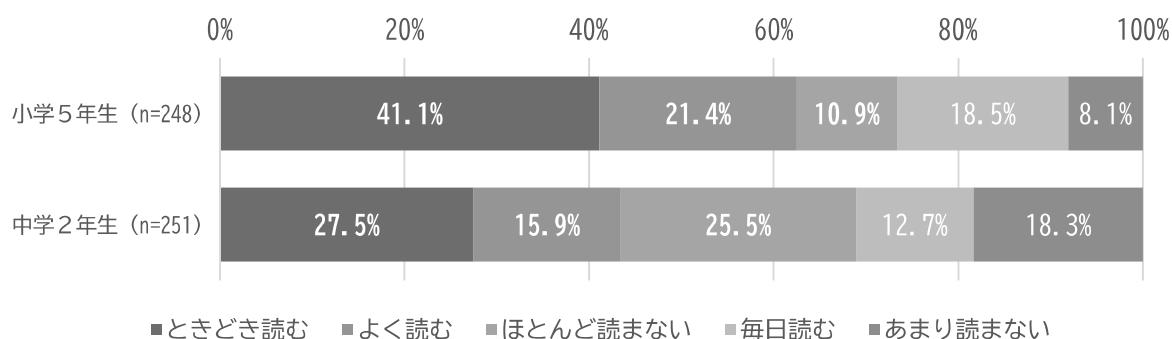
学校で特にしてほしいことについて、小学5年生、中学2年生ともに、「職業体験などの社会体験活動をたくさんしてほしい」、「パソコンなどを使った授業をたくさんしてほしい」、「自分の学校にしかない特色のある活動をしてほしい」の割合が高くなっています。

また、中学2年生では、「一人一人ていねいに教えてほしい」が43.0%と小学5年生と比べ2倍以上となっています。



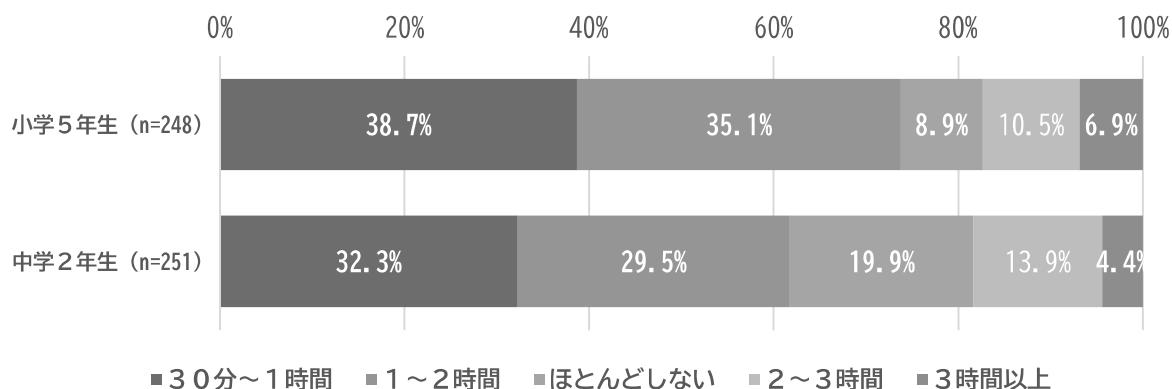
▼学校以外で本を読む頻度(小中学生)

学校以外で本を読む頻度について、「ときどき読む」が小学5年生で41.1%、中学2年生で27.5%、「よく読む」が小学5年生で21.4%、中学2年生で15.9%と学年が上がるにつれて本を読む頻度が低くなっています。



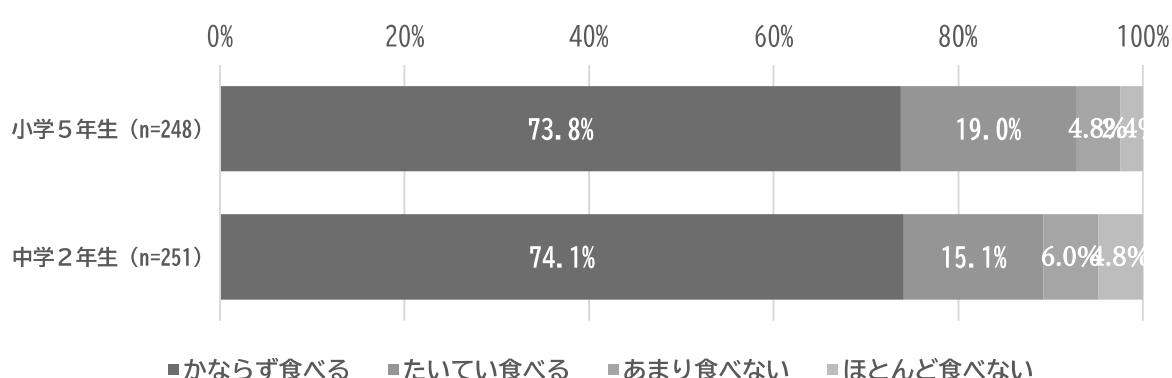
▼学校の授業以外に1日に勉強する時間(小中学生)

学校の授業以外で1日に勉強する時間について、「30分～1時間」が小学5年生では38.7%、中学2年生では32.3%とともに最も多くなっています。



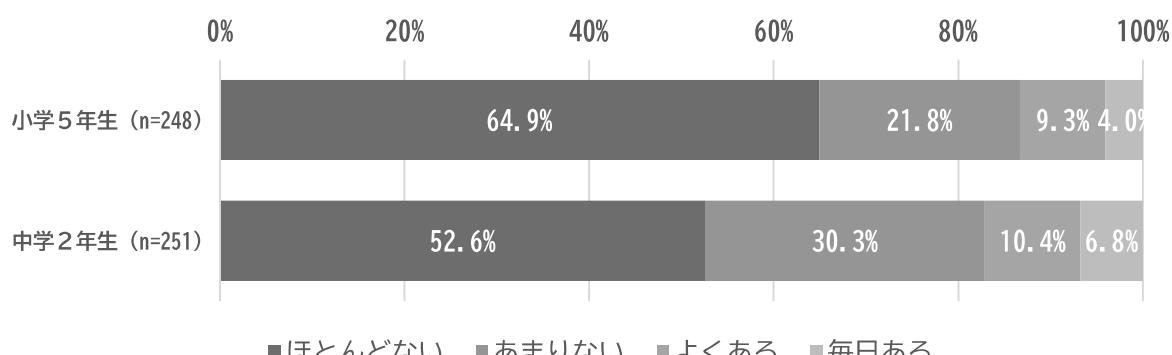
▼朝食を食べる頻度(小中学生)

朝食を食べる頻度について、学年による大きな差はみられず、「かならず食べる」が小学5年生、中学2年生ともに7割を超えていました。



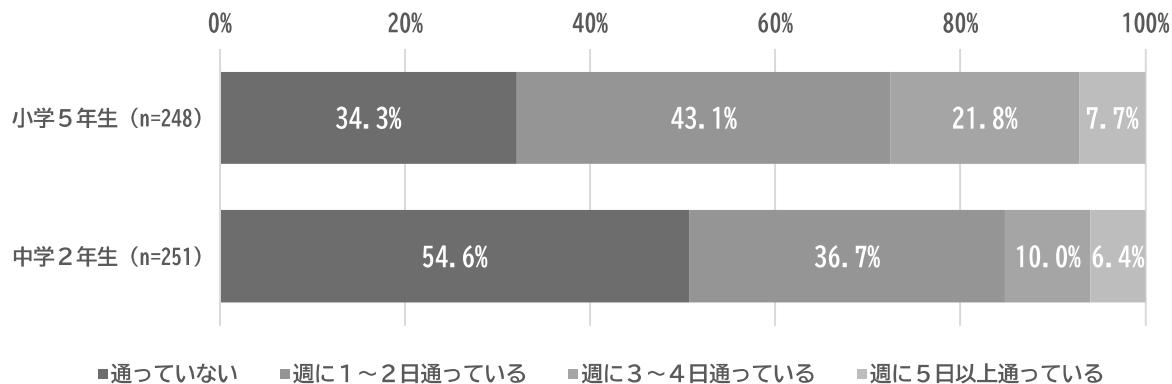
▼一人で夕食を食べることの有無(小中学生)

一人で夕食を食べることの有無について、小学5年生、中学2年生ともに「ほとんどない」が多数を占めていますが、「毎日ある」、「よくある」と回答した割合は小学5年生に比べ、中学2年生で多くなる傾向がみられます。



▼塾や習い事に通っている頻度(小中学生)

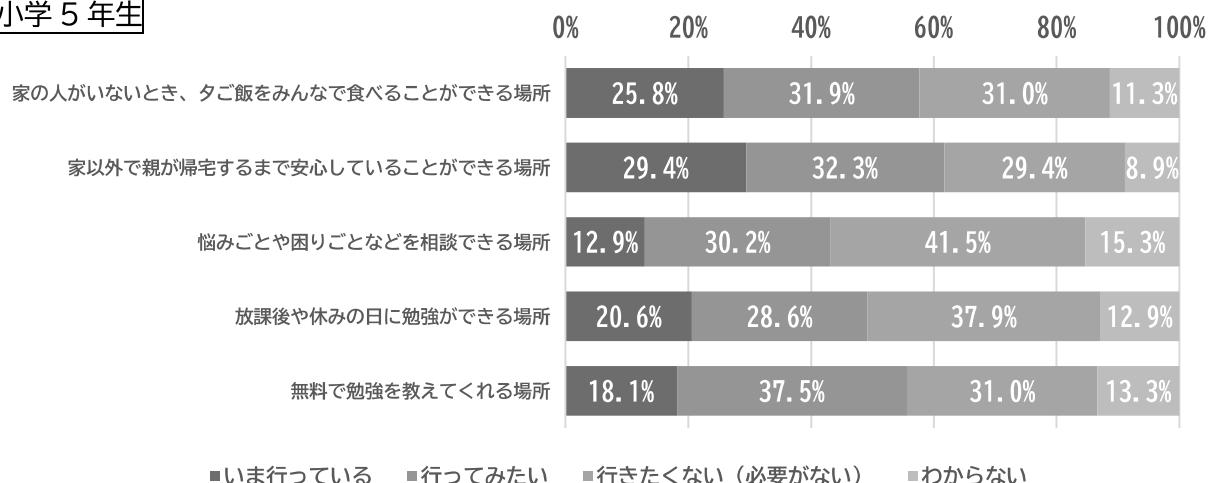
塾や習い事に通っている頻度について、「通っていない」と回答した割合は小学5年生の34.3%に比べ、中学2年生は54.6%と2倍近くになっています。



▼あれば行ってみたいと思う場所(小中学生)

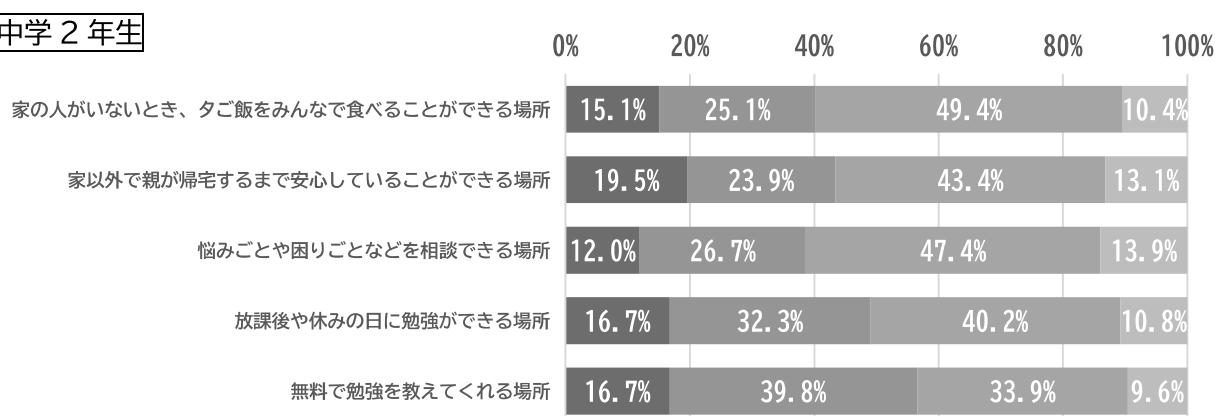
あれば行ってみたいと思う場所について、小学5年生、中学2年生ともに（ウ）無料で勉強を教えてくれる場所に「行ってみたい」と回答した割合が高くなっています。

小学5年生



■いま行っている ■行ってみたい ■行きたくない（必要がない） ■わからない

中学2年生

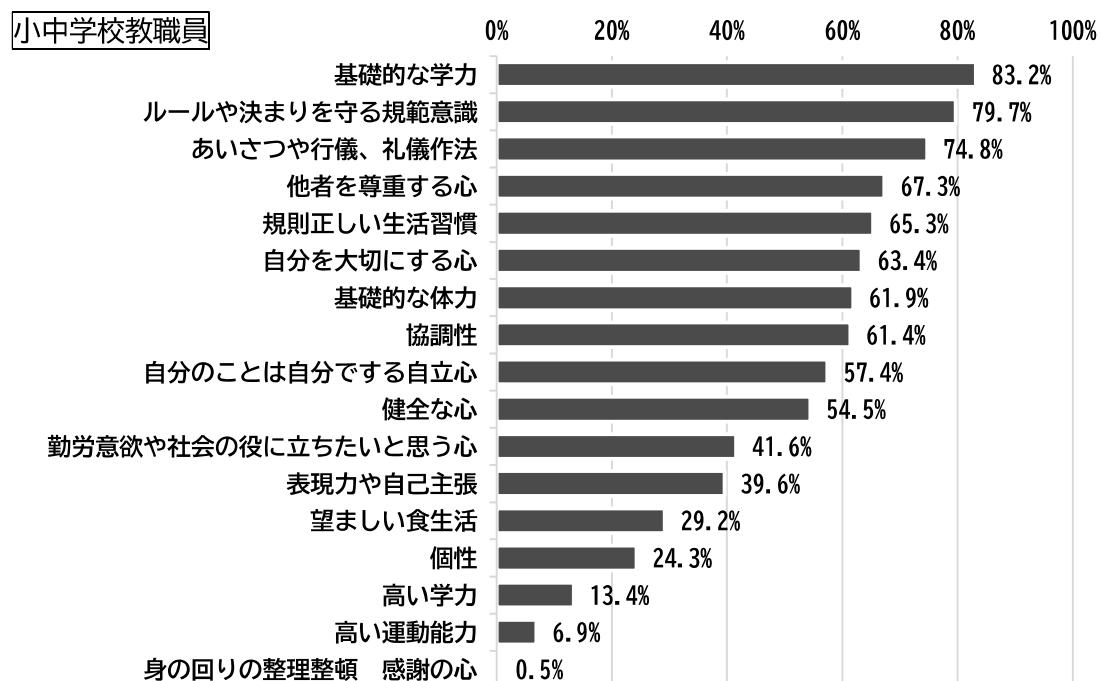


■いま行っている ■行ってみたい ■行きたくない（必要がない） ■わからない

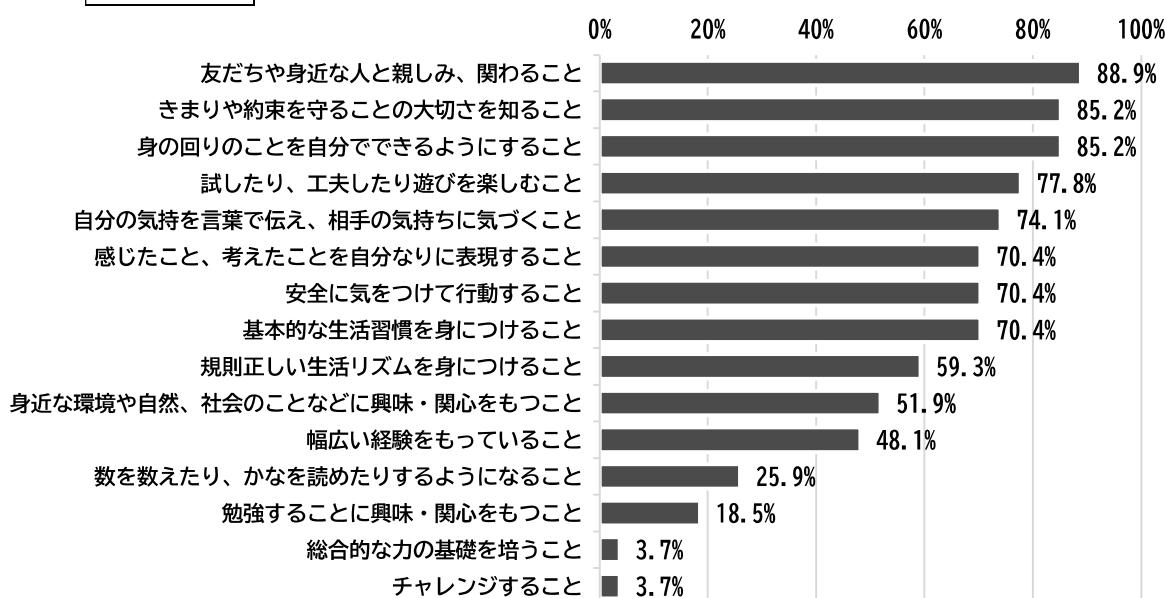
▼子どもに身に付けさせたいと思うこと（小中学校教職員）

／子どもが身に付けるように心がけていること（幼稚園教職員）

子どもに身に付けさせたいと思うこと／子どもが身に付けるように心がけていることについて、小中学校教職員では、「基礎的な学力」が83.2%、「ルールや決まりを守る規範意識」が79.7%、「あいさつや行儀、礼儀作法」が74.8%となっており、幼稚園教職員では、「友だちや身近な人と親しみ、関わること」が88.9%、「きまりや約束を守ることの大切さを知ること」及び「身の回りのことを自分でできるようにすること」が85.2%となっています。



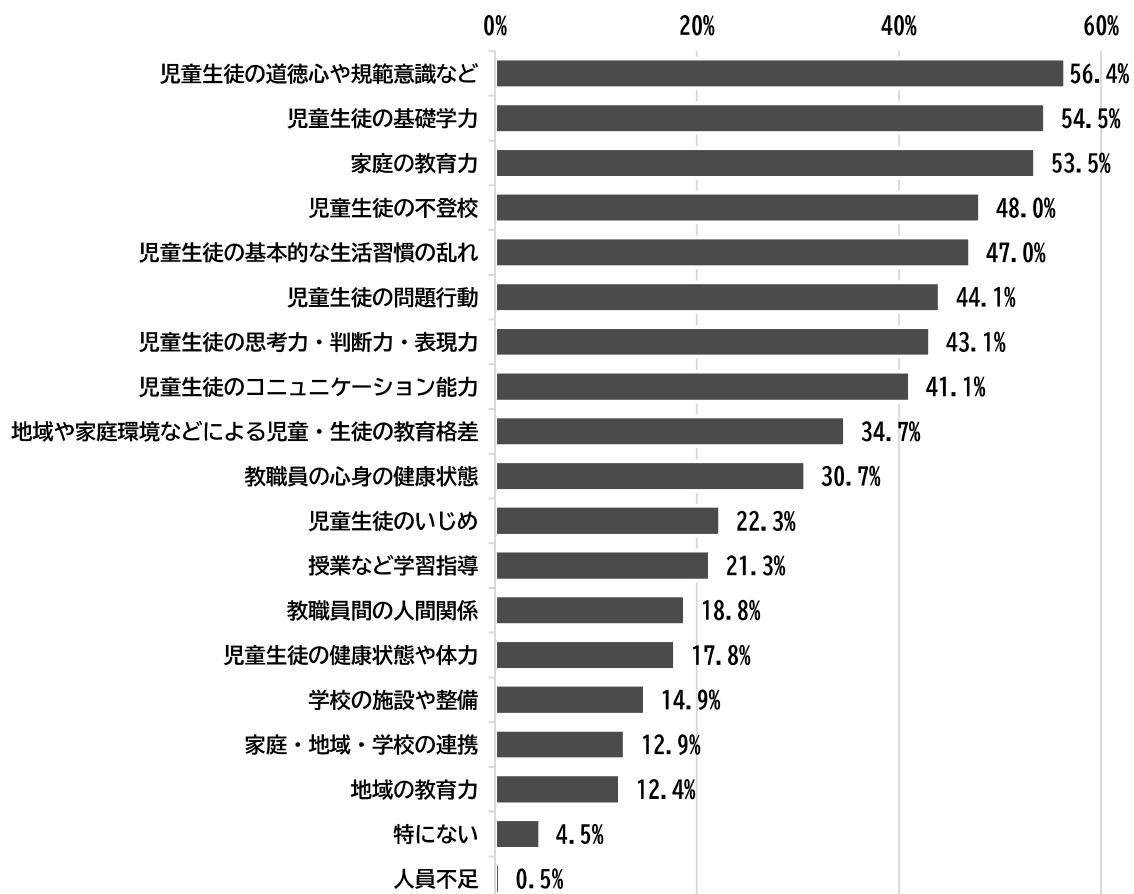
幼稚園教職員



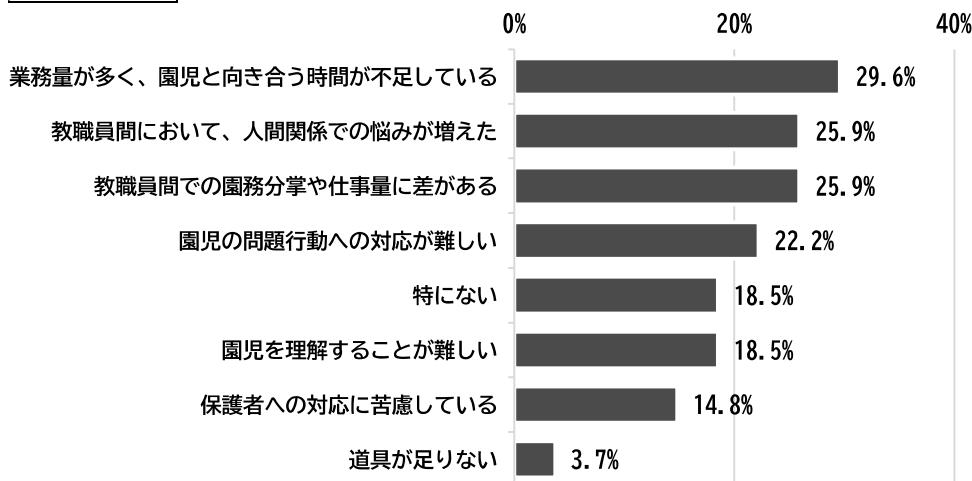
▼日々の職務の中で課題と感じること（小中学校・幼稚園教職員）

日々の職務の中で課題と感じることについて、小中学校教職員では、「児童生徒の道徳心や規範意識など」が56.4%、「児童生徒の基礎学力」が54.5%、「家庭の教育力」が53.5%となっており、幼稚園教職員では、「業務量が多く、園児と向き合う時間が不足している」が29.6%、「教職員間において、人間関係での悩みが増えた」及び「教職員間での園務分掌や仕事量に差がある」が25.9%となっています。

小中学校教職員



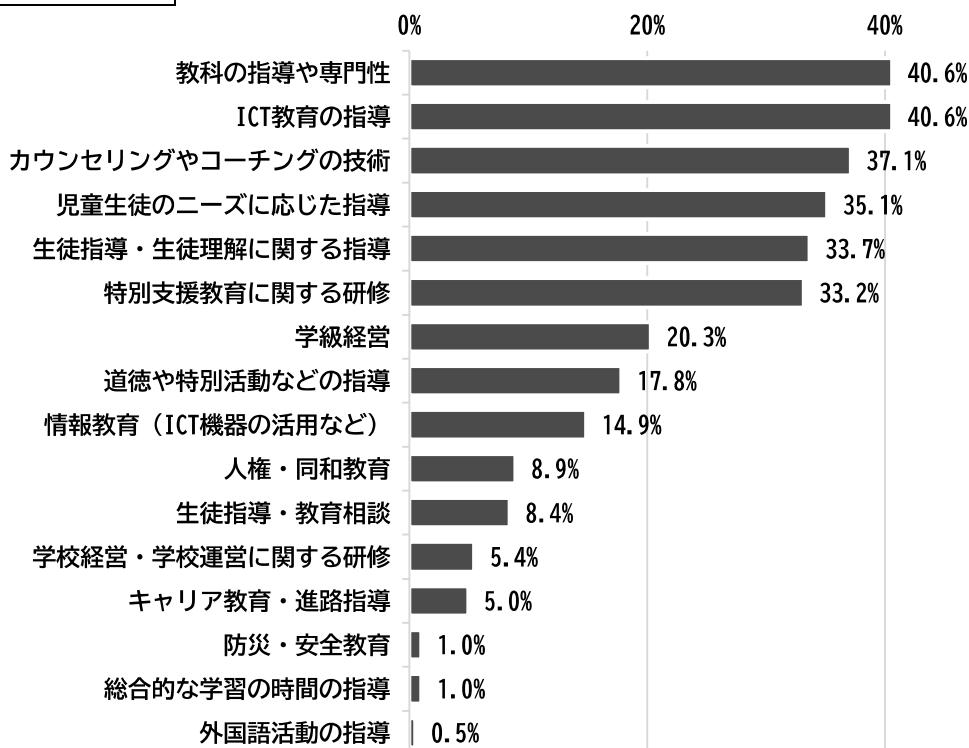
幼稚園教職員



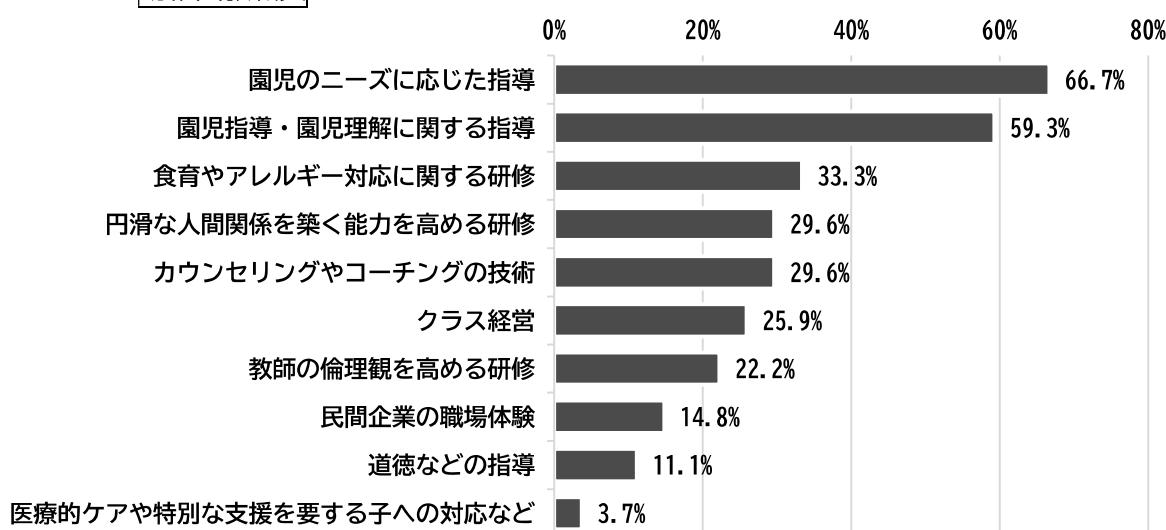
▼受けたいと思う研修（小中学校・幼稚園教職員）

受けたいと思う研修について、小中学校教職員では、「教科の指導や専門性」及び「ICT教育の指導」が40.6%、「カウンセリングやコーチングの技術」が37.1%となっており、幼稚園教職員では、「園児のニーズに応じた指導」が66.7%、「園児指導・園児理解に関する指導」が59.3%、「食育やアレルギー対応に関する研修」が33.3%となっています。

小中学校教職員

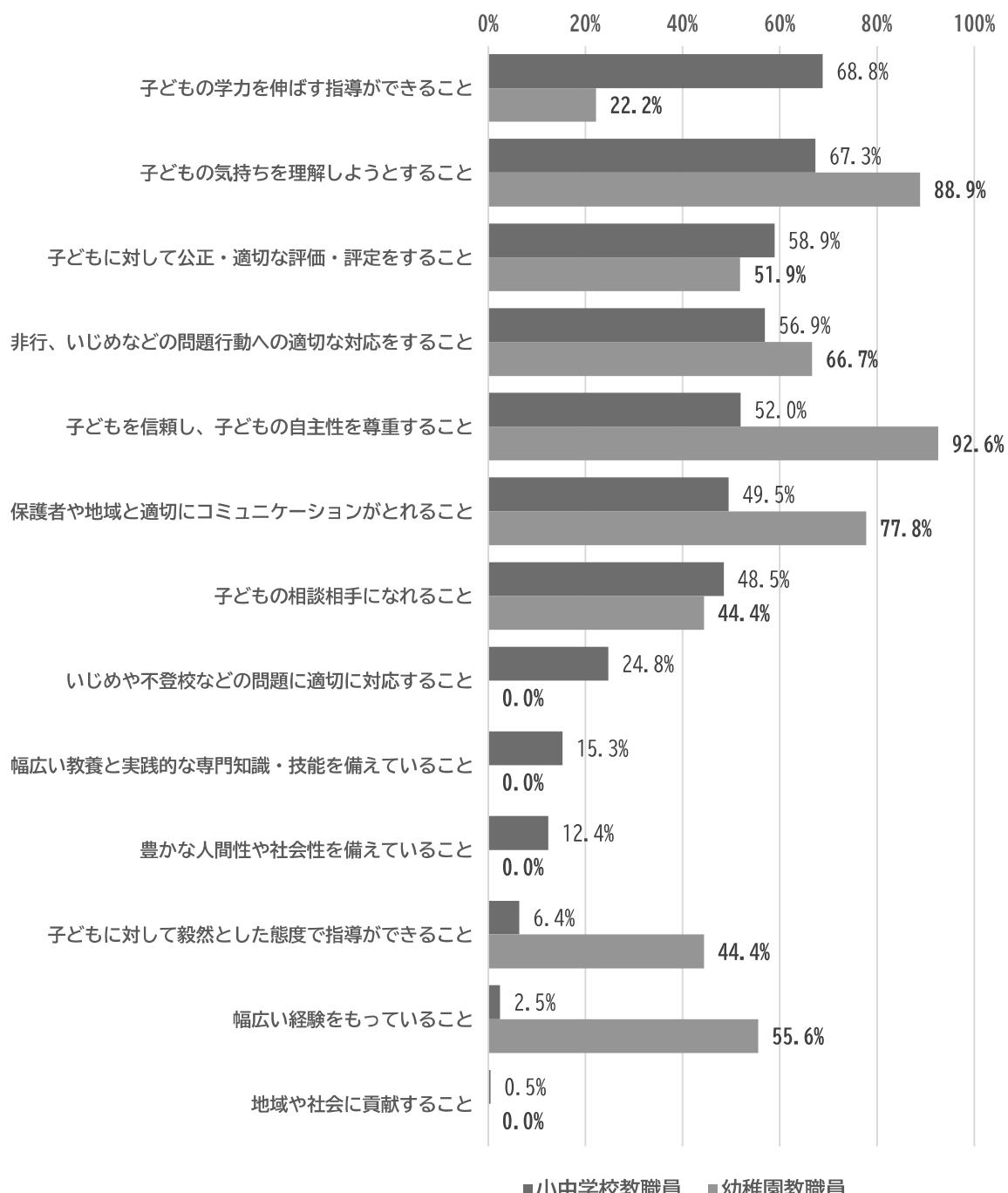


幼稚園教職員



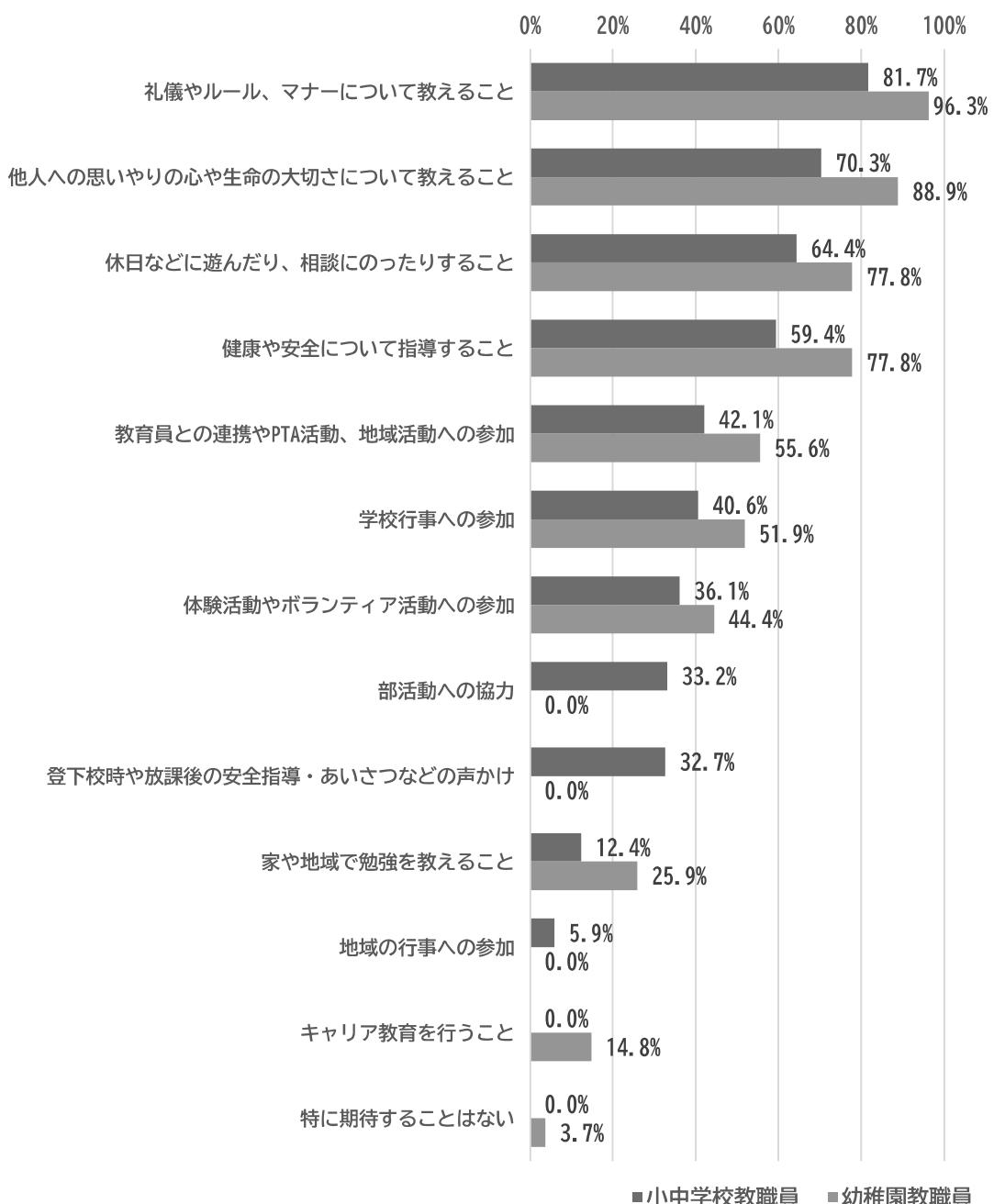
▼保護者や地域に期待されていると思うこと（小中学校・幼稚園教職員）

保護者や地域に期待されていると思うことについて、小中学校教職員、幼稚園教職員ともに「子どもの気持ちを理解しようとする」との割合が高くなっています。また、小中学校教職員では、「子どもの学力を伸ばす指導ができる」との割合が、幼稚園教職員では、「子どもを信頼し、子どもの自主性を尊重すること」との割合が最も高くなっています。



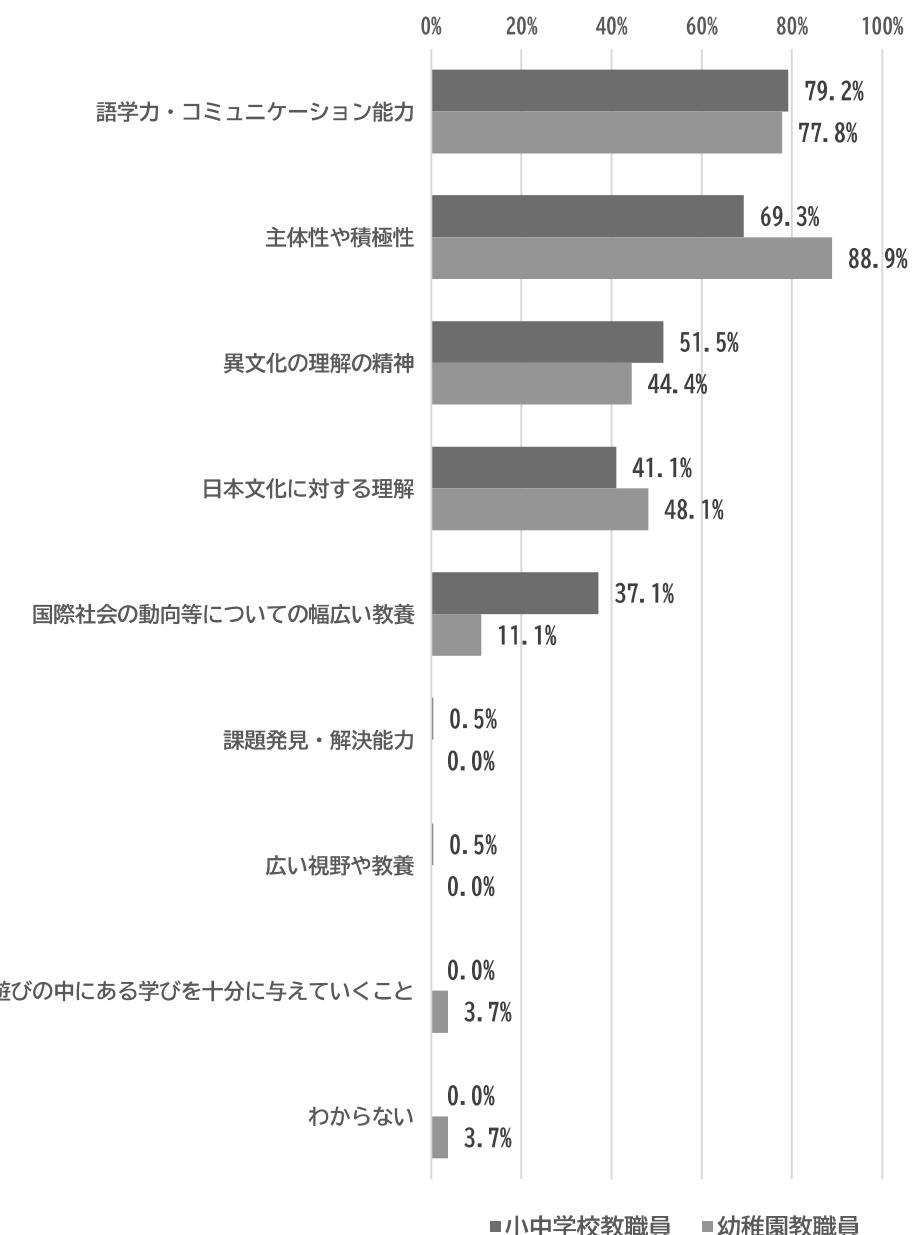
▼家庭、地域に期待すること（小中学校・幼稚園教職員）

家庭、地域に期待することについて、小中学校教職員、幼稚園教職員ともに「礼儀やルール、マナーについて教えること」、「他人への思いやりの心や生命の大切さについて教えること」、「休日などに遊んだり、相談にのったりすること」、「健康や安全について指導すること」の割合が高くなっています。



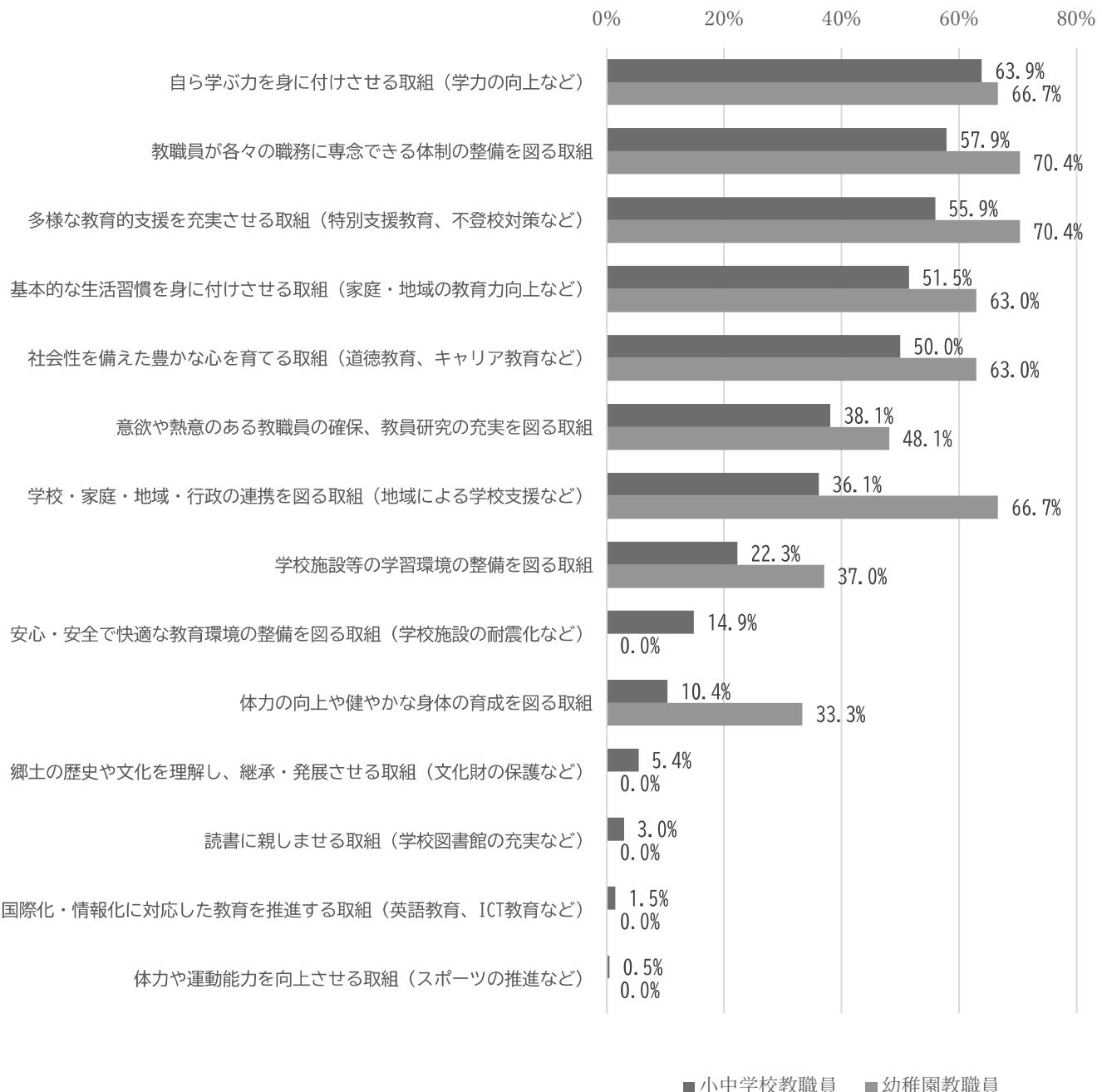
▼グローバルに対応できる人材育成のため、教育において伸ばしていくことが重要だと思う能力
(小中学校・幼稚園教職員)

グローバルに対応できる人材育成のため、教育において伸ばしていくことが重要だと思う能力について、小中学校教職員、幼稚園教職員ともに「語学力・コミュニケーション能力」、「主体性や積極性」、「異文化理解の精神」の割合が高くなっています。



▼今後の教育施策で特に重要な取り組み（市民／小中学校・幼稚園教職員）

今後の教育施策で特に重要な取り組みについて、市民、小中学校教職員、幼稚園教職員とともに「自ら学ぶ力を身に付けさせる取り組（学力の向上など）」、「教職員が各自の職務に専念できる体制の整備を図る取り組」の割合が高くなっていますが、前回の調査結果と比較すると「多様な教育的支援を充実させる取り組（特別支援教育、不登校対策など）」の割合も高くなっています。



■ 小中学校教職員 ■ 幼稚園教職員

第3章 銚田市がめざすこれからの教育

1 教育目標

夢と希望をもち、未来を拓く心豊かな人づくり

銚田市民として、夢と希望をもち、その実現に向けて努力し、知・徳・体の調和のとれた、未来を拓く人間性豊かな人づくりに努めます。

また、水と緑に囲まれた郷土銚田を愛し、心の豊かさや環境との共生を考え、国際社会に貢献できる人づくりを目指します。

創意ある学校づくりを通じ、各学校が家庭・地域との協力を図りながら、自然を十分に生かした教育活動の展開を図り、心豊かな人づくりを目指します。

- ひとりひとりの知性を磨き、夢の実現に向けて努力する態度を育てる
- 互いの人格を尊重し、共に支え合う豊かな心をはぐくむ
- 心身共に健康で、たくましく生きる力をはぐくむ
- 郷土を愛し、勤労と責任を重んじ、国際社会に貢献する態度を育てる

知育

確かな学力の育成

徳育

豊かな人間性の育成

体育

健やかな体の育成

郷土愛

国際社会に貢献する人材の育成

2 基本方針

基本方針1

子どもの個性を尊重し「生きる力」を育む学校教育の推進

次世代を担う子どもたちが、予測困難な時代においても未来の創り手となれるよう、一人一人の興味・関心や適性に応じた教育活動を展開します。まず、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得を図り、それらを基盤とした思考力・判断力・表現力を育成します。

さらに、探究的な学びを通じて主体的に取り組む姿勢を養うとともに、多様な他者と協働して納得解を生み出す力や、グローバルな視野で行動できる資質・能力を育みます。

基本方針2

子どもの学びを支える教育環境の充実

未来を担う子どもたちの豊かな学びを実現するため、安全・安心な教育環境の整備とICT化を推進します。

また、家庭や地域と連携した開かれた学校づくりを行うとともに、学校規模・配置の適正化についても、将来を見据えた教育の在り方の観点から検討を深めます。

基本方針3

誰もがいつまでも学び続け、成果を社会に活かせる『生涯学習社会』の実現

生涯学習の充実にあたっては、市民の学習意欲に応えるべく、ライフステージに応じた多様な機会を提供します。あわせて社会教育施設の機能向上を図り、学びの成果を社会に還元できる仕組みづくりを推進します。

また、郷土の伝統文化を次世代へ継承するため、後継者の育成や保存活動を支援するとともに、文化芸術団体との緊密な連携のもと、子どもたちが本物の文化芸術に触れる機会の提供に努めます。

基本方針4

生涯を通して楽しめるスポーツ・レクリエーション環境の充実

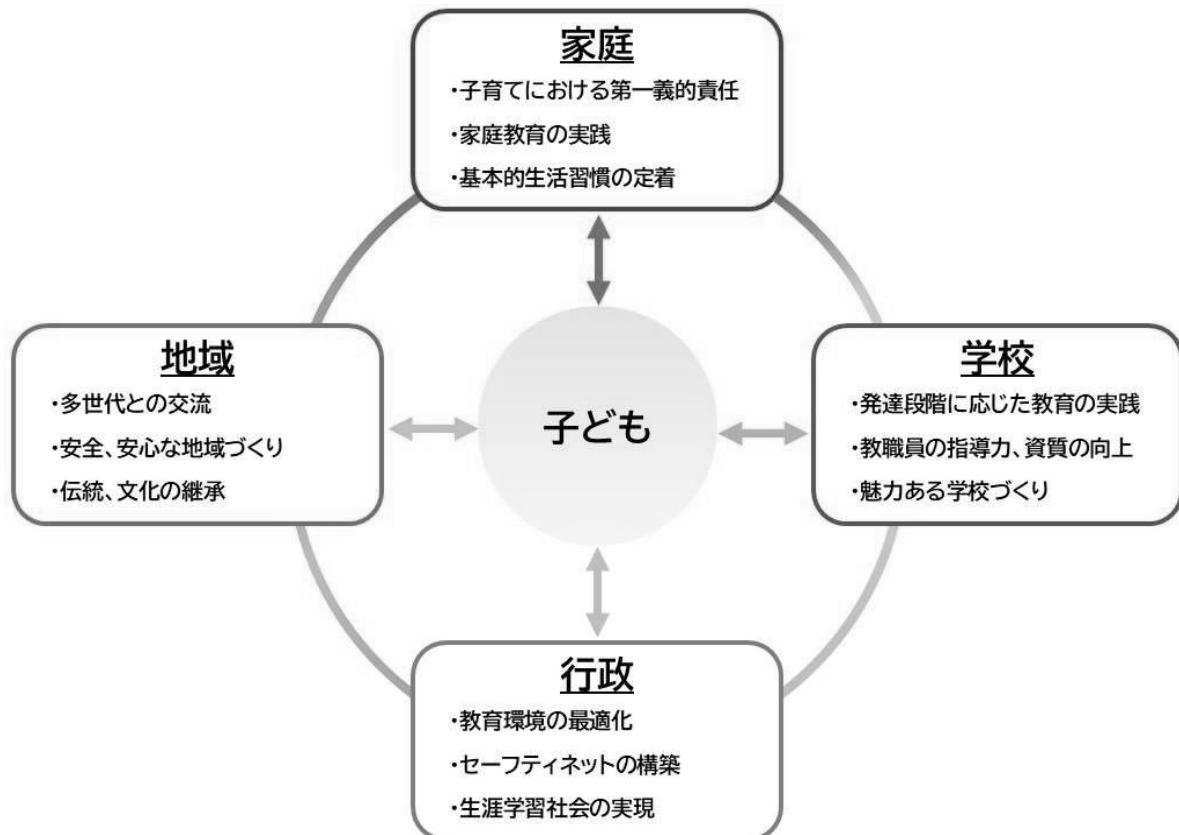
生涯にわたり心身ともに健康で活力ある生活を営めるよう、生涯スポーツ社会の実現を目指します。そのために、誰もがスポーツ・レクリエーションに親しめる機会と場の提供に取り組むとともに、継続的に運動を楽しむための資質や能力の育成を図ります。

3 推進体制

「家庭・地域・学校・行政の連携、協働」

～“子どもファースト”で進める鉢田の教育～

めまぐるしく変化する社会情勢、グローバル化社会のなかにおいて、すべての子どもたちが社会の担い手として未来を拓いていけるよう、家庭・地域・学校・行政がより綿密に連携、協働し、“子どもファースト”で取り組みを進めます。



第4章 教育推進のための施策の展開

1 施策体系

基本方針1

子どもの個性を尊重し「生きる力」を育む学校教育の推進

施策の方向	施策・事業
(1) 確かな学力の育成	授業改善の推進 学力向上支援非常勤講師配置事業 外国語指導助手(ALT) 派遣事業
(2) 豊かな心の育成	読書活動の推進 道徳教育の充実 人権教育の推進 豊かな心育成宣言の励行
(3) 健やかな体の育成	体力向上のための学校体育の推進 学校保健事業 食育の推進
(4) 幼児教育の充実	家庭教育支援事業 幼稚園・小学校訪問指導による研修 認定こども園の推進 幼稚園・保育所(園)と小学校の交流 生活指導員配置事業
(5) 一人一人に応じた指導や支援の推進	特別支援教育の充実 地域交流事業 ことばの教育 教育支援センターの充実 日本語支援が必要な子ども・家庭への支援 いじめ防止等のための取組みの推進 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用 医療的ケア児支援
(6) 社会の変化に対応する教育の推進	キャリア教育の推進 ICTを活用した学びの推進

基本方針2 子どもの学びを支える教育環境の充実

施策の方向	施策・事業
(1) 教育環境の向上	スクールバス運行事業
	学習資源のネットワーク化
	ICT 環境の整備
	小中学校維持管理事業
	学校給食センター運営管理事業
	教職員の資質向上
	幼稚園の再編
	中学校の再編
	教員の働き方改革
(2) 児童・生徒の安全確保	防災・防犯安全教育
	交通安全の啓発・交通安全教室
	子どもを守る 110 番の家の推進
	子どもの交通安全を確保するための活動の推進
(3) 開かれた学校づくりの推進	学校運営協議会の設置
	家庭・地域社会・学校が連携した学校運営
	学校からの情報発信
	幼児教育と小学校教育の接続のための研修会

基本方針3

誰もがいつまでも学び続け、成果を社会に活かせる『生涯学習社会』の実現

施策の方向	施策・事業
(1) 生涯学習活動の活性化	青少年・成人・高齢者教育 公民館クラブ活動 社会教育施設の活用 人権教育・啓発の推進 人材育成環境の向上
(2) 図書館機能の充実	読書習慣の形成 地域連携 アクセシビリティーの向上 図書館サービスの推進 持続可能な図書館運営体制の構築と人材育成の推進
(3) 青少年健全育成の推進	青少年相談員活動事業 子どもの居場所づくり事業 青少年健全育成事業 薬物乱用防止活動
(4) 文化・芸術活動の活性化	芸術文化団体の支援 芸術鑑賞会 芸術文化創造事業 鉢田市文化祭 鉢田市美術展覧会
(5) 文化財の保護・啓発	文化財保護の普及啓発 文化財警防訓練 生涯学習館「とくしゅくの杜」の活用促進 ふるさと意識の醸成

基本方針4

生涯を通じて楽しめるスポーツ・レクリエーションの環境の充実

施策の方向	施策・事業
(1) スポーツ・レクリエーション 活動の推進	スポーツ推進事業 高齢者スポーツ大会の開催 指導者の育成 地域クラブ活動推進事業
(2) スポーツ・レクリエーション 施設整備・充実	総合型地域スポーツクラブへの支援 社会体育施設機能の充実 体育施設管理事業 学校施設の開放 社会体育施設の安全確保

2 施策の展開

基本方針1 子どもの個性を尊重し「生きる力」を育む学校教育の推進

(1) 確かな学力の育成

1 現状と課題

各小学校に学力向上支援非常勤講師を配置し、個人の学習の理解度に応じたきめ細やかな学習支援を行っています。また、外国語指導助手(ALT)を活用することで、児童生徒が積極的に英語を聞いたり話したりできる授業展開が可能となり、英語の4技能を高め、コミュニケーション能力の育成に努めています。

一方で、学習内容の理解や定着には個人差が見られ、思考力・判断力・表現力を要する課題において、十分に力を発揮できていない児童生徒も見受けられます。

このような状況を踏まえ、子ども一人一人の学習状況に応じた支援の充実を図るとともに、基礎的・基本的な学力の確実な定着を土台として、思考力・判断力・表現力等をバランスよく育成していくことが課題となっています。

現状資料【学習及び学校生活に関するアンケート】

授業では、目標（めあて）や課題を理解して学習することができている。（「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合）

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
94.8%	91.2%	94.2%	94.7%	95.1%
92.8%	93.9%	95.2%	93.5%	93.4%

上段：小学生 下段：中学生

授業で学習したことが、よくわかっている。（「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合）

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
94.1%	91.5%	93.3%	94.5%	92.3%
85.0%	84.6%	90.6%	87.6%	87.7%

上段：小学生 下段：中学生

2 施策の方向性

子どもたちが、多様で変化の激しい社会を生き抜いていくためには、自ら学び、考え、行動する力を身に付けるための発達段階に応じた確かな学力の育成が必要です。子どもが自主的に授業に参加し、対話を通して自らの考えを深めていく授業づくりや、ICTをはじめとした時代の変化に対応できるよう、時代に即した教育に取組みます。

3 成果指標【学習及び学校生活に関するアンケート】

成果指標	現況値 (令和7年度)	目標値 (令和10年度)
授業では、目標（めあて）や課題を理解して学習することができている。（「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合）	94.0% 94.4%	96.0% 96.0%
授業で学習したことが、よくわかっている。（「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合）	94.4% 87.6%	96.0% 96.0%

上段：小学生 下段：中学生

4 主な施策

【主な施策】

主な施策	担当課
■授業改善の推進	指導課
実践事例について研究協議を実施し、授業における主体的・対話的で深い学びについて共通理解を図ります。学校改善プラン等を基に、各校の取組み等を分析し、改善を図ります。	
■学力向上支援非常勤講師配置事業	指導課
個人に応じたきめ細かな指導を行うため非常勤講師を配置します。	
■外国語指導助手(ALT) 派遣事業	指導課
外国語教育の指導体制を充実・発展させることにより、外国語（英語）による実践的なコミュニケーション能力の育成を図ります。	

（2）豊かな心の育成

1 現状と課題

読書は、子どもたちの心の教育に大きな効果をもたらします。小学4年生以上を表彰の対象とした県の「みんなにすすめたい一冊の本推進事業」だけでなく、小学1年生から小学3年生までの読書についても各小学校において表彰するなど、児童生徒が読書に親しめるような取組みを推進してきました。

また、道徳教育や特別活動（学級活動、委員会活動、クラブ活動、学校行事等）、学校行事等を通して、思いやりや規範意識の育成に取り組んでいます。一方で、自己肯定感の低さや人間関係に不安を抱え、自己の感情のコントロールや他者との関わり方に課題を抱える児童生徒も増加しています。

こうした状況を踏まえ、児童生徒が自分自身を肯定的に捉え、互いを認め合いながら主体的に行動できる力を育む必要があります。

現状資料

【全国学力・学習状況調査】読書は好きですか。（「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合）

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
未実施	—	72.2% 68.6%	77.1% 61.1%	—

上段：小学生 下段：中学生

【全国学力・学習状況調査】人が困っているときは、進んで助けている。（「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合）

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
未実施	—	89.1% 92.8%	93.2% 90.1%	93.3% 89.9%

上段：小学生 下段：中学生

2 施策の方向性

児童生徒が、自己肯定感を高め、自立して前向きに生きていくために、思いやりの心や規範意識、自他の生命尊重など他者と協働してよりよく生きるための基盤となる道徳性を養うほか、人権に関する正しい知識を身に付け、人権への配慮がその態度や行動につながる人権感覚の育成に努めます。また、不安や悩みを抱える児童生徒等のニーズに対応できるよう、教育相談体制の充実を図ります。

3 成果指標【全国学力・学習状況調査】

成果指標	現況値 (令和7年度)	目標値 (令和10年度)
読書は好きですか。（「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合）	63.8% 58.3%	68.0% 63.0%
人が困っているときは、進んで助けている。（「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合）	92.9% 95.1%	95.0% 97.0%

上段：小学生 下段：中学生

4 主な施策

【主な施策】

主な施策	担当課
■読書活動の推進	指導課

子どもの活字離れに対応し、読書の楽しみを実感させます。また、朝の読書活動等を実施することで、集中力を高めます。さらには、家庭における読書を推進します。

主な施策	担当課
■道徳教育の充実	指導課

道徳教育推進会議を中心に研修を行い、各学校の指導力の向上を図ります。毎年2校を推進校に指定し、市全体で研究成果を共有します。

■人権教育の推進

指導課

道徳科や社会科、特別活動などで道徳規範、社会規範、人命尊重、他者を思いやる心の教育など、人権教育を推進します。

■豊かな心育成宣言の励行

教育総務課・指導課
生涯学習課

子どもの豊かな心の育成を図るための学校・家庭・地域社会の連携のあり方等について協議し、子どもたちの豊かな心の育成に努めます。

（3）健やかな体の育成

1 現状と課題

本市では、各校が策定した「体力向上推進プラン」に基づき、体育的行事や部活動、またクライミングやフラッグフットボール等の多様なスポーツ体験を通じて、運動の楽しさを伝える取組を展開してきました。しかし、運動習慣や生活習慣の差による体力・健康状態の「二極化」が顕著になっており、心身の健康を一体的に捉えた指導の充実が急務です。また、教育においては、一過性の行事に留まらない、教科や家庭、地域が連動した体系的な指導体制の構築が求められています。

現状資料【体力テスト】

体力テストの総合評価でA又はBの割合

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
未実施	53.8% 57.3%	56.4% 55.7%	57.7% 49.8%	58.4% 58.9%
			上段：小学生	下段：中学生

2 施策の方向性

未来を担う子どもたちが生涯にわたって健康な生活を送るために、自らの健康管理の大切さを認識し、主体的に健康の保持増進に取り組むとともに、望ましい食習慣や日常的な運動習慣を身に付けることが必要です。時代の変化に応じて生じる健康課題も考慮した学校保健の充実に取り組むとともに、豊かなスポーツライフを実現する資質や能力を育む教育を推進します。

3 成果指標

成果指標	現況値 (令和7年度)	目標値 (令和10年度)
体力テストの総合評価でA又はBの割合	60.6% 60.2%	65.0% 63.0%

4 主な施策

【主な施策】

主な施策	担当課
■体力向上のための学校体育の推進	教育総務課・指導課
全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果から得られる実態・課題を踏まえ、児童生徒の体力・運動能力の向上を図ります。また、学校での体育活動によりスポーツの楽しさを知り、生涯を通してスポーツに取り組むことができる資質・能力の育成を図ります。	
■学校保健事業	教育総務課
各小・中学校で学校保健年間計画を立案し、学校医、学校歯科医、学校薬剤師等と連携しながら、健康診断や保健教育等を実施し、歯科衛生の向上や感染症等の予防に努めます。	
■食育の推進	学校給食センター
安全・安心で栄養のバランスの取れた「生きた教材」としての給食を提供し、子どもたちが食に関する知識、選ぶ力、感謝の心、正しい食事週間を身につけるように支援します。	

(4) 幼児教育の充実

1 現状と課題

少子化に伴う入園児数の減少により、幼稚園における集団生活を通じた学びの機会の確保が課題となっています。令和8年度の幼稚園児募集において「休園基準」を適用した結果、鉢田幼稚園及びつばさ幼稚園が休園することとなりました。今後、園児の減少局面においても、保護者のニーズに対応し、質の高い幼児教育を提供し続けていけるかが重要な課題です。

幼稚園から中学校までの各段階における家庭教育学級の開設や、就学時健診時の子育て講座を通じ、保護者の学習機会とコミュニティ形成を支援してきました。また、訪問型家庭教育支援員による個別支援も展開しています。一方で、子育ての悩みや孤立化が複雑化していることから、より早期かつ継続的な支援体制が求められています。

現状資料

保幼小連携（保幼小接続研修会）

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
2回	2回	2回	2回	2回

2 施策の方向性

幼児の興味や関心、発達の状態に応じた指導を行い、様々な人や物とふれあい等を積み重ねによる情緒の安定と心身の調和のとれた発達を図るとともに、創造性や表現力を養うなど人間形成の基礎となる豊かな心と社会性の育成を目指します。

また、教職員が研修会などに参加できる機会を設け、教職員としての資質と専門知識の向上に努め、幼児教育で培われた育ちや学びを小学校生活や学習に円滑に接続していくよう、幼稚園・保育所（園）と小学校の連携・接続の強化・改善を図るための研究と推進に努めます。

めます。

3 成果指標

成果指標	現況値 (令和7年度)	目標値 (令和10年度)
保幼小連携（交流行事）	児童2回 教職員1回	児童3回 教職員2回

4 主な施策

【主な施策】

主な施策	担当課
■家庭教育支援事業	生涯学習課
■幼稚園・小学校訪問指導による研修	指導課
計画訪問や要請訪問等、幼稚園・小中学校を訪問し、保育や授業の改善に関する指導助言を行い、教員の指導力向上を図ります。	
■認定こども園の推進	教育総務課
幼稚園の適正規模・適正配置を推進し、幼稚園と保育所（園）の機能を持った認定こども園への移行についての検討をします。	
■幼稚園・保育所（園）と小学校の交流	幼稚園・保育所
幼稚園と保育所（園）の就学前の5歳児が小学校において交流を行うことにより、就学期にスムーズな移行ができる環境づくりに寄与します。	
■生活指導員配置事業	教育総務課
支援を要する幼稚園児に対し、生活指導員を配置して支援を行います。	

（5）一人一人に応じた指導や支援の推進

1 現状と課題

本市では、特別支援教育支援員の配置により、個々の特性に応じた学習活動や生活支援を展開してきました。また、不登校傾向にある児童生徒に対しては「すずらんルーム」において心の居場所を確保し、未就学児を対象とした「ことばの教室」では早期の改善指導と保護者支援を並行して実施しています。一方で、児童生徒の悩みは複雑化・多様化しており、問題行動への対応も多角的な視点が必要です。さらに、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の施行を受け、学校における医療的ケア体制の整備が喫緊の課題となっています。

現状資料

特別支援教育支援員配置数

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
21人	27人	27人	28人	28人

2 施策の方向性

児童生徒一人一人がその意欲や能力に応じた力を發揮するためには、多様化する教育的ニーズに対応し、だれもが安心して教育を受けられるような教育支援の充実が求められています。

特別な配慮を必要とする児童生徒には、一人一人の子どもの特性や発達の段階に応じて能力や可能性を最大限に伸ばし、自立して社会参加するために必要な力を育成するとともに、日本語を母語としない子どもへの支援に取組みます。

また、いじめ・不登校の未然防止、早期発見、早期解消に向けて学校や関係機関等と連携し、いじめ防止対策の推進に取組みます。

医療的ケアについては、対象児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう体制を整備します。

3 成果指標【全国学力・学習状況調査】

成果指標	現況値 (令和7年度)	目標値 (令和10年度)
困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できますか。「あてはます」「どちらかといえばあてはまる」と回答した児童生徒の割合)	72.4% 84.8%	77.0% 89.0%

4 主な施策

【主な施策】

主な施策	担当課
■特別支援教育の充実	指導課
特別な支援を必要とする子どもたちの教育的ニーズに応じ、保育所(園)・幼稚園・小学校・中学校が連携した支援を行うとともに、特別支援教育支援員を配置し、これら幼児・児童生徒の能力と可能性を伸ばせる教育環境の整備を図ります。	
■地域交流事業	教育総務課
保護者や本人の希望により、特別支援学校に在籍する児童生徒と当該児童生徒の居住地校との交流事業を行います。	
■ことばの教育	指導課
言語能力の発達に遅れがみられる幼児等への指導や、その保護者の相談の窓口として、ことばの教室を設置します。	

■教育支援センターの充実

指導課

学校生活や社会生活に適応できる力を育み、児童生徒一人ひとりの状況に応じた自立支援を行うとともに、学校復帰を含めた社会的自立に向けた指導・支援の充実を図ります。

■日本語支援が必要な子ども・家庭への支援

教育総務課

日本語支援が必要な子どもが安心して暮らせるよう、外国語の就学ガイドブックによる学校の説明や翻訳機を利用した教育を提供します。また、日本語支援が必要な子どもが、学校等での生活に対応できるように関係機関と連携し支援を行います。

■いじめ防止等のための取組みの推進

教育総務課

いじめは、どの子にも、どの学校にも起こりうるものであることを十分に認識し、いじめ防止対策推進法に基づく、いじめ防止等のための対策に関する基本的な考え方の周知徹底を図るとともに、学校、教育委員会、児童相談所、警察等の関係機関で構成する「鉢田市いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、いじめの未然防止を含め、いじめの積極的な認知、組織的対応を徹底します。

■スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用

指導課

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーと連携し、日常的な教育相談体制の充実を図るとともに、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを活用し、家庭や関係機関との連携による児童生徒の心のケアを図ります。

■医療的ケア児支援

教育総務課

日常的に医療的ケアを必要とする児童に対し、保護者の負担を軽減するとともに、安心して学校生活を送ることができるよう、必要な医療的ケアを実施します。

（6）社会の変化に対応する教育の推進

1 現状と課題

職場体験や職業体験等を通じ、児童生徒の勤労観・職業観の形成とともに、地元企業等への愛着や誇りを醸成する取組を推進してきました。今後は、予測困難な社会を生き抜く力を育むため、家庭・地域・関係機関との連携をさらに強化し、発達段階に応じた「実社会とのつながり」を重視したキャリア教育のより一層の充実が求められています。

そこで、1人1台端末を活用したデジタル教科書の導入や、遠隔授業の実施により、場所や環境に左右されない学びの場を提供してきました。また、情報モラル指導を含めたICT活用の基盤整備を進めてきました。今後は、単なるツールの利用に留まらず、個別最適な学びと協働的な学びを高度に融合させ、情報を主体的に活用して新たな価値を創造する力の育成が重要です。

現状資料

【学習及び学校生活に関するアンケート】学習したことをもとにして、地域や社会のために何ができるかを考えることがある。（「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合）

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
未実施	未実施	82.4% 75.4%	78.8% 74.4%	82.0% 74.7%

上段:小学生 下段:中学生

2 施策の方向性

グローバル化の進展や IoT（情報通信技術）やビックデータ、AI（人口知能）等をはじめとする技術革新の一層の進展、少子高齢化、超スマート社会の到来が予想されるなど、加速する社会変化に対応できる資質・能力の育成に向けた教育や生じうるリスクを踏まえ対応することが必要です。特に、急速に普及する生成 AI については、その特性を正しく理解し、情報の正しさを見極めながら主体的に使いこなす力を養います。一方で、AI が普及する時代だからこそ、豊かな感性や創造性、他者と協力して新しい価値を生み出す力など、「人間にしかできない強み」を伸ばす教育をより一層大切にします。体験的な活動の充実により児童生徒の社会的・職業的自立のために必要な能力の向上に努めるとともに、発達段階に応じた情報活用能力及び情報モラル教育を推進します。

3 成果指標【学習及び学校生活に関するアンケート】

成果指標	現況値 (令和7年度)	目標値 (令和10年度)
学習したことをもとにして、地域や社会のために何ができるかを考えることがある。（「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合）	84.8% 72.1%	89.0% 77.0%

上段:小学生 下段:中学生

4 主な施策

【主な施策】

主な施策	担当課
■キャリア教育の推進	指導課

中学生を対象に職場体験などの社会体験を通して、勤労観、職業観及び地域社会の仕組みを学ぶ機会を提供します。

■ICTを活用した学びの推進	教育総務課・指導課
----------------	-----------

オンライン授業の推進やデジタル教科書の普及促進、情報活用能力を育成するとともに情報モラル指導など、ICTを活用した学習活動の充実を図ります。

基本方針2 子どもの学びを支える教育環境の充実

(1) 教育環境の向上

1 現状と課題

学校施設は、市立中学校の半数以上が築40年を超えるなど老朽化が進行しています。体育館の空調設置や照明のLED化、校舎の長寿命化改修などが急務となっています。児童生徒が安全かつ快適に学習できるよう、変化する教育ニーズ（ICT環境や特別支援等）に対応した機能向上を図るとともに、公共施設マネジメントの観点から、集約化を含めた計画的な整備が課題となっています。

令和2年に「在校等時間の上限に関する規則」を策定し、教職員の勤務時間管理と縮減に取り組んできました。しかし、依然として時間外勤務は高い水準にあり、教職員が心身の健康を保ち、教材研究や児童生徒と向き合う時間を十分に確保することが困難な状況にあります。質の高い教育を継続するためには、業務の効率化と組織的なサポート体制の構築により、時間的余裕を創出することが不可欠です。

2 施策の方向性

「公立学校施設再編計画」に基づき、統合小学校の建設や再編を計画的に推進してまいりました。鉢田市学校施設長寿命化計画に沿ってコスト縮減を図りつつ、老朽化対策を効果的に実施し、安全・安心な学び舎を次世代へ引き継ぎます。

国の「教育DXに係る当面のKPI」に基づき、1人1台端末の確実な更新とネットワーク環境の強化を図ります。教職員の研修体制を充実させ、ICT活用能力を高めるとともに、「次世代校務DX」を推進することで、教育の質の向上と教職員の働き方改革を同時に実現します。

3 成果指標

成果指標	現況値 (令和7年度)	目標値 (令和10年度)
必要なネットワーク速度が確保されている学校数（簡易測定結果）	4校	8校

（文部科学省）学校のネットワーク改善ガイドブック

4 主な施策

【主な施策】

主な施策	担当課
■スクールバス運行事業	教育総務課
統合した小学校の通学区域内において、スクールバスの運行を行い児童の安全を確保します。	
■学習資源のネットワーク化	教育総務課・指導課
デジタル教材や校務支援システムを計画的に整備するとともに、情報通信ネットワークによる学	

習資源の共有化を図り、学校運営の効率化を進めます。

■ICT環境の整備

教育総務課

学校におけるICT環境整備に努め、高度情報化社会に対応できる児童生徒の育成を目指し、情報教育を推進します。

■小中学校維持管理事業

教育総務課

子どもが安全かつ快適な環境で過ごすことができるよう、長寿命化改良事業や屋内運動場空調設備整備事業をはじめとする学校施設の整備を推進するなど、教育環境の充実に努めます。

■学校給食センター運営管理事業

学校給食センター

徹底した衛生管理・運営を行い、食育の推進及び安心・安全・おいしい学校給食の提供を行います。

■教職員の資質向上

教育総務課・指導課

市教育会に対して教育研修補助を行うなど、教職員の資質向上に努めます。

■幼稚園の再編

教育総務課

入園児は減少傾向にあり、公立認定こども園の整備や施設の統合により公立幼稚園の再編を行います。

■中学校の再編

教育総務課

生徒数が減少傾向にあることから、市内中学校の再編を検討します。

■教員の働き方改革

教育総務課・指導課

【鉢田市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画】

中央教育審議会の答申を踏まえ、学校及び教師が行う業務の明確化・適正化を図り、教職員の働き方に関する意識改革を行うなど、学校における働き方改革に努めます。また、スクールサポートスタッフの配置により教師の負担軽減を図ります。

(2) 児童生徒の安全確保

1 現状と課題

児童生徒の安全を守るため、各小学校区における「子どもを守る110番の家」の再確認や看板の更新を進め、地域ぐるみの防犯体制を強化してきました。また、関係機関との連携による交通安全教室や交通公園での体験学習を通じ、発達段階に応じた安全意識の醸成を図っています。一方で、通学路の安全確保については、学校及び関係機関との合同点検に基づき対策を講じているものの、地形的・予算的制約等により、依然として未対応の箇所が残されています。児童生徒が事件・事故に巻き込まれないよう、ハード・ソフト両面からの継続的な安全対策が強く求められています。

現状資料

子どもを守る110番の家登録件数

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
790件	753件	740件	799件	806件

通学路交通安全プログラムでの危険箇所に対する対応率（累積）

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
80.4%	87.4%	82.7%	80.2%	75.9%

2 施策の方向性

防災訓練をはじめ、不審者を想定した防犯訓練、通学路の危険箇所の解消、不審者情報の共有化、学校安全ボランティアによる巡回の強化などに取組み、家庭と学校、地域社会が協力して児童生徒の安全確保に努めます。

3 成果指標

成果指標	現況値 (令和7年度)	目標値 (令和10年度)
子どもを守る 110 番の家登録件数	777 件	800 件
通学路交通安全プログラムでの危険箇所に対する対応率（累積）	71.6%	85.0%

4 主な施策

【主な施策】

主な施策	担当課
■防災・防犯安全教育	教育総務課・指導課 ・各学校

学校などにおける災害、不審者等を想定した避難訓練や防犯訓練を通して、防災・防犯に対する意識の高揚と知識を習得する機会を提供します。

■交通安全の啓発・交通安全教室	指導課
悲惨な事故を防ぐため、発達段階に応じた対策についての講話や、体験学習を関係機関と連携して実施します。	

■子どもを守る 110 番の家の推進	生涯学習課
各小学校に登録している「子どもを守る 110 番の家」の状況を把握するとともに、鉢田警察署と連携することで、学校安全の推進を図ります。	

■子どもの交通安全を確保するための活動の推進	教育総務課
通学路交通安全プログラムに基づき、関係機関が連携して児童生徒が安全に通学できるよう、通学路の安全確保を図ります。	

(3) 開かれた学校づくりの推進

1 現状と課題

本市では、各幼児教育施設と小学校の代表による「保幼小接続研修会」の開催や、小学校区単位での交流事業を通じて、幼児期の学びを小学校へつなげる「架け橋カリキュラム」の

構築に努めてきました。また、就学時健診時の子育て講座等により、保護者同士のネットワーク形成を支援しています。今後は、全ての小・中学校において「学校運営協議会」を核とした地域学校協働活動を推進し、家庭・地域・学校が一体となって子どもたちを育む体制を確立する必要があります。あわせて、ホームページやプレスリリースを通じた積極的な情報発信を行い、市民との信頼関係に基づいた開かれた教育行政を推進することが課題となっています。

現状資料

学校運営協議会設置学校数

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0校	0校	0校	0校	2校

2 施策の方向性

すべての学校に、学校運営協議会を設置し、地域・家庭・学校が課題を共有し、地域学校協働活動を推進することにより、地域に開かれた学校運営に努めます。

また、地域人材（非常勤講師、学校支援ボランティア）を積極的に活用し、市民協働による開かれた学校づくりを目指します。

3 成果指標

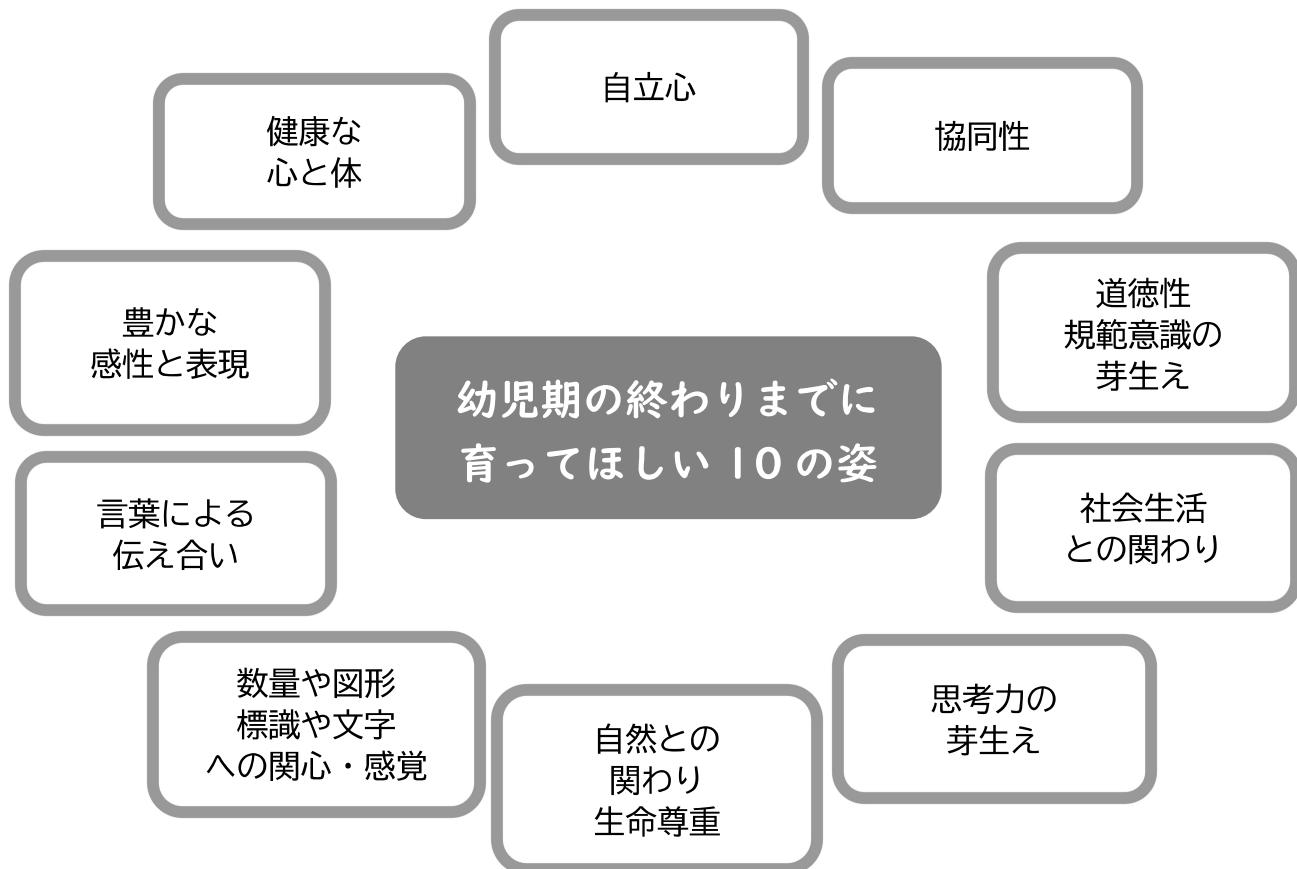
成果指標	現況値 (令和7年度)	目標値 (令和10年度)
学校運営協議会設置学校数	4校	8校

4 主な施策

【主な施策】

主な施策	担当課
■学校運営協議会の設置	各学校・生涯学習課
9年間を見通したなかで、連携する小・中学校にひとつの学校運営協議会を設置し、地域・家庭・学校が連携した地域学校協働活動を推進します。	
■家庭・地域社会・学校が連携した学校運営	各学校・生涯学習課
学校運営協議会において、学校運営の基本方針の決定や実施状況に対しての学校評価を行うことにより、地域からの意見を積極的に取り入れた地域に開かれた、特色ある教育活動を展開します。	
■学校からの情報発信	指導課・各学校
各学校の授業や行事をホームページ等で積極的に公開するなど、情報発信に努めます。	
■幼児教育と小学校教育の接続のための研修会	指導課・生涯学習課
幼児教育と小学校教育の連携に関する研修会の開催や、小学校と保育施設の交流会を実施し、	

円滑な幼児教育と小学校教育の接続に努めます。また、就学時検診と併せて、学童期子育て講座を開催し、保護者同士のつながりの機会の提供に努めます。



基本方針3 誰もがいつまでも学び続け、成果を社会に活かせる『生涯学習社会』の実現

(1) 生涯学習活動の活性化

1 現状と課題

生涯学習館「とくしゅくの杜」の整備により、学習・スポーツ・交流が一体となった活動拠点が確立されました。また、社会教育主事の配置や、古文書教室、市民学芸員養成講座等を通じ、専門性の高い学びの支援と人材育成に取り組んできました。また、人権・同和問題への理解を深める研修や講演会を開催し、互いの尊厳を認め合う意識の醸成に努めてきました。一方で、公民館活動や各種教育講座においては、参加者の固定化や高齢化が進行しており、クラブ活動の休止・廃止も顕著になっています。若年層や男性を含めた幅広い世代の参画を促すとともに、学んだ成果を地域活動へつなげる「次世代の担い手育成」が喫緊の課題となっています。

現状資料

生涯学習館「とくしゅくの杜」来館者数

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
-	170	3,402	3,730	5,227

成人教育講座数

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
19	43	68	61	60

青少年教育講座数

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
未実施	11	37	34	34

2 施策の方向性

多様な文化活動を行う公民館クラブを支援し、日頃の学習成果を展示・発表できる「文化祭」や「発表会」の機会を継続的に提供します。学びの成果を地域に還元し、市民の自己実現を支える情報発信に努めます。

生涯学習関連施設の計画的な修繕・整備を行い、効率的な運営を目指します。特に生涯学習館「とくしゅくの杜」については、多目的広場の芝生化などの機能改善を図り、より多くの方に親しまれる交流拠点としての魅力を高めます。

3 成果指標

成果指標	現況値 (令和7年度)	目標値 (令和10年度)
生涯学習館「とくしゅくの杜」来館者数	4,070人	6,000人
市が主催する成人教育講座数	60回	55回
市が主催する青少年教育講座数	34回	8回
市が主催する高齢者教育講座数	15回	15回

4 主な施策

【主な施策】

主な施策	担当課
■青少年・成人・高齢者教育	公民館
知識・教養を身に付け、文化活動を通じ人間性豊かな地域社会での生きがいづくりを推進します。	
■公民館クラブ活動	公民館
多様な文化活動を行う団体を支援します。	
■社会教育施設の活用	生涯学習課
生涯学習館「とくしゅくの杜」を活用し、地域資源を活用した生涯学習の活性化を図ります。	
■人権教育・啓発の推進	生涯学習課
社会教育における人権に関する学習活動を推進するため、人権に関する啓発活動、学習機会の提供を行い、意識の高揚を図ります。	
また、人権・同和問題に関する講演会を開催し、人権意識の向上を図ります。	
■人材育成環境の向上	生涯学習課
市民主体で行う自主講座を支援し、生涯学習を担う新たな人材の発掘・養成に努めます。	

(2) 図書館機能の充実

1 現状と課題

読書は「心の教育」の基盤であり、本市では乳児健診時の絵本配布や図書館での「お楽しみ会」等を通じて、幼少期から本に親しむ機会を提供してきました。しかし、イベントの参加者減少や事業成果の不明瞭さが課題となっており、時代のニーズに即した事業内容の再構築が求められています。また、図書館システムの老朽化やSNS等による情報発信の不足、学校図書館における専門スタッフ（学校司書）の不在が、児童生徒や市民の読書活動の充実に影響を及ぼしています。新たな施設計画を見据えた計画的な蔵書の充実と、デジタル技術を活用した利便性の向上が喫緊の課題です。

現状資料

図書館蔵書数

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
85,483 冊	84,266 冊	88,149 冊	89,178 冊	88,591 冊

2 施策の方向性

子どもの読書意欲を育むイベントや展示を充実させるとともに、学校図書館との連携を強化し、授業等での資料活用を促進します。地域ボランティアによる読み聞かせや郷土資料の展示を通じ、家庭・学校・地域が連携し、読書活動を支える体制を構築します。

障害のある子ども又は外国にルーツを持つ方々への配慮として、点字絵本、音声資料、やさしい日本語による案内、多言語対応などの整備が求められており、誰もが安心して読書に親しめる環境の構築を図ります。公民館文庫の利用促進を強化し、また電子資料の導入により、「知の拠点」を目指します。

利用者のニーズに柔軟かつ専門的に応えるため、図書館職員の研修を強化し、実践力の向上を図ります。地域人材の育成や外部機関とのネットワークを広げ、最新の技術と地域コミュニティの力が融合した持続可能な運営体制を確立します。

3 成果指標

成果指標	現況値 (令和7年度)	目標値 (令和10年度)
図書館の年間利用者数	51,086 人	60,000 人以上
児童書貸出冊数	34,855 冊	36,000 冊以上

4 主な施策

【主な施策】

主な施策	担当課
■読書習慣の形成	図書館

図書館を拠点とした読書イベントや展示活動を通じて、子どもの読書意欲を高めます。また、学校図書館との連携を強化し、授業や朝読書での資料活用を促進します。

主な施策	担当課
■地域連携	図書館

家庭・学校・地域が連携し、読書活動を支える体制の構築を図ります。地域ボランティアによる読み聞かせや郷土資料を活用した展示を実施し、地域に根ざした読書活動の定着を図ります。

主な施策	担当課
■アクセシビリティの向上	図書館

障害のある子どもや外国にルーツを持つ子どもへの支援として、点字絵本・音声資料・やさしい日本語による案内の整備を進め、誰もが安心して利用できる図書館環境の構築を図ります。

主な施策	担当課
■図書館サービスの推進	図書館

遠方に住んでいるなど図書館に来館が困難な子どもたちの読書環境の充実を図ります。

図書館システム端末から図書館資料の貸出し予約による学校間との配達サービスの構築、
公民館文庫と本館との図書館資料の配達サービスが確立していることから、さらなる利用促進
、読書環境の充実を図ります。また、電子資料の導入を図ります。

■持続可能な図書館運営体制の構築と人材育成の推進

図書館

図書館サービスや読書活動の継続的な支援に必要な専門性と実践力、利用者のニーズに応じた柔軟な対応するため、図書館職員の専門性の向上を図ります。地域人材の育成と外部機関との連携を通じて、持続可能な運営体制の構築を図ります。

（3）青少年健全育成の推進

1 現状と課題

青色防犯パトロールカーによる見守り活動や、休日の体験学習活動の実施、青少年育成鉢田市民会議等の関係団体との連携を通じ、子どもたちの安全確保と豊かな居場所づくりに取り組んできました。一方で、青少年の生活環境や悩みは多様化しており、関係団体との連携をさらに深化させ、時代に即した啓発活動や、誰もが安心して活動できる地域コミュニティの再構築が求められています。

現状資料

土曜教育活動事業参加者

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
105人	119人	31人	41人	83人

2 施策の方向性

青少年相談員の活動を充実させるとともに、青少年育成鉢田市民会議等の関係団体と連携を図りつつ、市全体で青少年健全育成活動を活性化させ、あわせて、青少年の学校外活動も実施しながら、豊かな心を育むよう努めます。

3 成果指標

成果指標	現況値 (令和7年度)	目標値 (令和10年度)
土曜教育活動事業参加者	24人	85人

4 主な施策

【主な施策】

主な施策	担当課
■青少年相談員活動事業	生涯学習課

青少年対策の総合的な推進を図るため、青少年相談員を設置し、青少年の健全育成推進のため相談窓口の開設や街頭活動を行います。

■子どもの居場所づくり事業**生涯学習課**

放課後や長期休業期間を利用した自然観察や社会見学などの体験学習の提供を行い、知識と豊かな心を持った子どもの育成を図る活動や土曜教育活動等の充実を図り、子どもたちが安心できる居場所を確保します。

■青少年健全育成事業**生涯学習課**

青少年の健全育成を図るため、家庭・地域・学校が連携して各種事業に取り組むとともに、青少年育成鉾田市民会議をはじめ、関係団体の活動を支援します。

■薬物乱用防止活動**生涯学習課**

青少年に対し、喫煙を含めた薬物の乱用防止の啓発を推進し、心身への害の恐ろしさを理解させるとともに、関係機関との連携により未然防止に努めます。

（4）文化・活動の活性化

1 現状と課題

学校・園へのアウトドア活動や舞台芸術ワークショップを通じ、子どもたちが本物の芸術に触れる機会を創出してきました。また、鉾田市文化祭や芸術鑑賞会において、日頃の成果の発表や鑑賞の場を提供し、市民の文化意識の向上に努めています。鑑賞会におけるチケット決済の電子化など、利便性の向上も進めています。一方で、芸術文化団体の団員の高齢化や固定化が進行しており、新規団員の確保と団体の自立的な運営（自走）が大きな課題となっています。次世代を担う若年層の関心を高め、市民が主体となって文化活動を継続・発展させていくための仕組みづくりが求められています。

現状資料

芸能鑑賞会鑑賞者数

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
未実施	319人	1,302人	2,817人	2,308人

文化芸術活動（市民満足度調査）

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
11.0%	12.5%	11.2%	10.0%	13.0%

2 施策の方向性

文化協会が行う文化祭への支援を継続するとともに、市民合奏団や市民劇団に対し、新規団員獲得に向けた検討や運営改善を支援します。また、公民館クラブ等に文化協会への加入を促し、団体間の交流と組織の活性化を図ることで、文化活動の中核を担う団体の自走を支援します。

音楽、伝統芸能、映像芸術など、質の高い公演を継続的に実施し、多種多様な文化芸術に触れる機会を確保します。市民のニーズに合わせ、優れた芸術を味わう「鑑賞型」と、自ら表現に携わる「参加型」の事業をバランスよく企画・運営し、市民一人一人が主体的に文化

を楽しめる環境を整えます。

文化祭や自主事業を通じて、日頃の学習成果を発表し、市民が互いに刺激し合える場を創出します。チケット決済の電子化など、デジタル技術による利便性向上も進め、若年層を含む幅広い世代が芸術文化活動に親しみ、郷土への誇りを育むことができる環境づくりを推進します。

3 成果指標

成果指標	現況値 (令和7年度)	目標値 (令和10年度)
芸術鑑賞会鑑賞者数	2,308人	2,500人
文化芸術活動（市民満足度調査）	13%	15%

4 主な施策

【主な施策】

主な施策	担当課
■芸術文化団体の支援	公民館
文化協会をはじめとした、市民が主体的に設立した芸術文化団体を支援し、市民レベルでの活動の活性化を図ります。	
■芸術鑑賞会	公民館
伝統芸能及び芸術文化の鑑賞の機会を提供し、芸術文化に対する感動を育むとともに、普及発展を図ります。	
■芸術文化創造事業	公民館
市民一人一人が多様な文化に触れる機会を創出し、芸術文化活動の振興を図れるよう、鑑賞型、普及育成型、参加型、創造型に区分し、自主事業を企画・運営します。	
■鉾田市文化祭	公民館
市民の文化の向上・発展を目指し、創作活動作品を展示・発表する機会を提供します。	
■鉾田市美術展覧会	公民館
市の美術文化の向上と発展を目指し、文化芸術に対する意欲的な創作発表を奨励します。	

（5）文化財の保護・啓発

1 現状と課題

鉾田市内に所在する国、県、市指定の文化財の保護活用は、地域の歴史文化を知る上で大切な財産です。巡視点検や修理補助金の交付、文化財警防訓練の実施により、貴重な歴史・文化遺産の適切な保存管理に努めてきました。また、生涯学習館「とくしゅくの杜」での常設展示や、小中学校の校外学習、さらには「いばらっき子郷土検定」の実施を通じ、児童生徒や市民が郷土の歩みを学び、愛着を持つ機会を創出しています。今後は、これらの文化資源を単に保存するだけでなく、多世代にわたる「地域の宝」としてより身近に感じられるよ

う、発信方法の工夫や、次世代への確実な継承を図るための学習機会のさらなる充実が求められています。

現状資料

生涯学習館「とくしゅくの杜」（校外学習）

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
-	-	401人	394人	502人

2 施策の方向性

貴重な文化財を保護していくため、考古学などの専門家からの指導・助言を受けるとともに、児童生徒や市民が文化財にふれる機会を提供し、後世に伝えることができるよう、これらを活用した学びの推進を図ります。

3 成果指標

成果指標	現況値 (令和7年度)	目標値 (令和10年度)
生涯学習館「とくしゅくの杜」（校外学習）	286人	500人

4 主な施策

【主な施策】

主な施策	担当課
■文化財保護の普及啓発	生涯学習課
国・県・市指定文化財の保護、保存、活用や市内遺跡の保護、保存を図ります。また、展示施設を活用して市民の知る機会の創出に取組みます。	
■文化財警防訓練	生涯学習課
文化財防火デーに伴い、文化財を火災から守るための警防訓練を通して、文化財保護の意識啓発を図ります。	
■生涯学習館「とくしゅくの杜」の活用促進	生涯学習課
地域の歴史や文化環境を形づくる貴重な文化財、民具等を広く一般に公開し、保護意識を高めます。また、施設を活用した校外学習の推進に取り組みます。	
■ふるさと意識の醸成	生涯学習課
中学2年生を対象に本市の魅力を知る機会を創出することで、郷土愛を深めます。また、地元中学生・高校生と首都圏大学生とが連携を図り、地域課題や地域資源（人材・歴史・自然環境等）の発見など、地域について自ら学ぶ仕組みを構築します。	

基本方針4 生涯を通して楽しめるスポーツ・レクリエーション環境の充実

(1) スポーツ・レクリエーション活動の推進

1 現状と課題

各種スポーツ団体への支援やスポーツイベントの開催を通じ、市民の健康増進と交流の場を創出してきました。また、スポーツ少年団の指導者育成（スタートコーチ養成等）に努め、地域スポーツの質の向上を図っています。一方で、少子化の進行や教員の働き方改革により、従来の学校部活動の維持が困難になっています。将来にわたり、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しめるよう、学校から地域への活動主体の移行や連携など、持続可能な受け皿の構築が急務となっています。受け皿の構築の課題としては、運営団体・実施主体の整備等、指導者の確保・育成、活動場所の確保、生徒の安全・安心の確保等が挙げられます。

現状資料

卓球教室（参加延べ人数）

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
未実施	未実施	328人	300人	163人

バドミントン教室（参加延べ人数）

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
未実施	未実施	未実施	200人	56人

クライミング教室（参加延べ人数）

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
未実施	130人	174人	186人	139人

地域クラブ実施種目数

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
-	-	-	-	4クラブ

2 施策の方向性

市民の健康づくりをはじめ、市民同士の交流や市民全体の一体化につながる各種スポーツ教室・スポーツイベントを定期的に開催します。

地域や年代に応じた多様なスポーツ・レクリエーション活動を支援するため、スポーツ協会やスポーツ少年団のスタートコーチ養成講習会などを通じた指導者の育成に努めます。

全ての生徒が希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備し、急激な少子化が進む中でも、将来にわたり生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保していきます。

学校から地域への活動主体の移行や連携などを通じて、子供や大人、高齢者や障害者等の参加・交流も促進され、スポーツ・文化芸術活動を楽しむ人が広がる環境づくりも検討します。

3 成果指標

成果指標	現況値 (令和7年度)	目標値 (令和10年度)
卓球教室（参加延べ人数）	210人	220人
バドミントン教室（参加延べ人数）	120人	120人
クライミング教室（参加延べ人数）	52人	100人
地域クラブ実施種目数	6クラブ	17クラブ

4 主な施策

【主な施策】

主な施策	担当課
■スポーツ推進事業	生涯学習課
体育運動の振興とスポーツの普及を図り、市民の体力を向上させるため、各種スポーツ団体に補助金を交付します。また、各種スポーツ教室・スポーツイベントを開催し、スポーツの持つ楽しさや人との交流を通じて、市民の健康意識向上及び健康増進を図ります。	
■高齢者スポーツ大会の開催	生涯学習課
高齢者がスポーツを通して親睦を深めるとともに、健康の保持・増進を図るため、各種レクリエーション活動を推進します。	
■指導者の育成	生涯学習課
地域や年代に応じた多様なスポーツ・レクリエーション活動を支援するため、スポーツ協会やスポーツ少年団の指導者講習会などを通じた指導者の育成に努めます。	
■地域クラブ活動推進事業	生涯学習課
全ての生徒が希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備し、急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会の確保に努めます。	

(2) スポーツ・レクリエーション施設整備・充実

1 現状と課題

社会体育施設の適切な維持管理に加え、照明のLED化や予約システムの個人対応など、利便性と快適性の向上に努めてきました。また、学校施設の開放や総合型地域スポーツクラブへの協力により、身近な場所でスポーツに親しめる環境を整えています。一方で、施設の老朽化対策は継続的な課題であり、限られた財源の中で安全性を確保しつつ、いかに効率的・効果的に運用していくかが求められています。

現状資料

体育施設利用者数

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
98,733人	99,452人	137,730人	135,847人	134,994人

体育施設：鉢田総合公園、旭スポーツセンター、くぬぎの森スポーツ公園、鉢田南柔剣道場、大洋武道館、大洋体育館、大洋運動場、中居運動場

生涯学習館スポーツクライミングセンター利用者数

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
—	2,238人	4,017人	4,574人	5,896人

2 施策の方向性

老若男女を問わず、いつでも・どこでも、スポーツに親しむ環境づくりを目的とした総合型地域スポーツクラブの運営を支援するとともに、運動施設の利用促進に向け、施設の保全と維持管理を行い施設の機能充実に努めます。

また、市内小中学校の校庭や体育館を解放し、社会体育を普及するとともに、幼児及び児童生徒の安全な遊び場の確保に努めます。

3 成果指標

成果指標	現況値 (令和7年度)	目標値 (令和10年度)
体育施設利用者数	118,502人	140,000人

体育施設：鉢田総合公園、旭スポーツセンター、くぬぎの森スポーツ公園、鉢田南柔剣道場、大洋武道館、大洋体育館、大洋運動場、中居運動場

成果指標	現況値 (令和7年度)	目標値 (令和10年度)
生涯学習館スポーツクライミングセンター利用者数	3,314人	7,300人

4 主な施策

【主な施策】

主な施策	担当課
■総合型地域スポーツクラブへの支援	生涯学習課

地域のコミュニティの役割を担うスポーツクラブとして、地域住民の自主的な運営による総合型スポーツクラブの実施を推進します。

■社会体育施設機能の充実	生涯学習課
--------------	-------

既存施設の現状、課題を把握し、安全な施設利用のために適時施設の修繕を行い、適切な維持管理に努めます。また、老朽化した施設について必要に応じて改修を行い、機能性や快適性の向上を図り、機能性の充実に努めます。

■体育施設管理事業**生涯学習課**

市民がいつでも気軽に利用できるよう、公共スポーツ施設の特性に応じた効果的で効率的な施設運営に努めます。

■学校施設の開放**生涯学習課・教育総務課**

小中学校の校庭や体育館を学校教育に支障のない範囲で、幼児・児童生徒及びその他一般市民に開放し、スポーツ・レクリエーション活動などの社会教育の充実を図ります。

■社会体育施設の安全確保**生涯学習課**

利用促進に向けて、施設の保全と維持管理を行い、施設の機能充実を図ります。

第5章 計画の推進にあたって

1 計画の推進管理

本計画を効果的に推進するためには、各政策の執行状況の典型とその結果のフィードバックが必要です。そこで各施策について、計画（Plan）→実行（Do）→点検・評価（Check）→処置・改善（Action）のマネジメントサイクルによる進行管理を行います。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条の規定に基づき実施する「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等」を活用し、毎年度、本計画の進捗状況について、点検・評価を行うこととします。そして、点検・評価に基づき、次年度で実施すべき施策に取り組んでいきます。



2 関係部局との連携

教育に関わる各種施策は、教育委員会をはじめ、市長部局の子ども家庭課や健康増進課などにおいても横断的に行われています。

今後も関係部局との連携を強め、関係各課との調整を図りながら、より効果的な施策の推進に努めていきます。

3 情報の発信と収集

施策の具現化にあたっては、多くの市民の理解と協力を得ることが必要であり、市民協働による効果的な教育行政の推進が重要です、今後も、本市の教育行政の目指す方向性や施策の内容などを、よりわかりやすく情報提供できるように努めていきます。

また、近年の急速に変化する社会情勢の中では、市民の教育行政に対するニーズも多種多様化しています。そのため、教育全般に関する最新の情報を的確に把握するよう努めていきます。

第6章 鉢田市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画

鉢田市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

鉢田市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画（以下「本計画」とう）は、教育職員の業務の縮減と適正化を進め、ライフワークバランスを確立することで、鉢田市教育振興基本計画で掲げる「夢と希望をもち、未来を拓く心豊かな人づくり」の実現のため、教育職員がいきいきと子どもに向き合うことができる環境づくりを行うことを目的とする。

(2) 鉢田市の現状

鉢田市（以下「本市」という）では、令和2年に所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「鉢田市立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針に関する規則」（以下「規則」という）を定め、教育職員の時間外在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

こうした結果、本市における教育職員の時間外在校等時間について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度 時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間以上を上回る割合	月80時間以上を上回る割合
小学校	36時間/月	25.5%	0%
中学校	39時間/月	35.8%	0%
小中合計	38時間/月	30.7%	0%

2 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・1か月時間外在校時間が45時間以下の割合を100%にする。
- ・1年間における1か月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を10%まで減少させる。

3 計画の期間

令和8年度～令和10年度

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

○登下校時の通学路における日常的な見守り活動

- ・保護者、地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

○放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

- ・放課後から夜間における見回りについては、警察が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
- ・補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

○調査・統計等への回答

- ・調査内容、回答方法などを精査し、学校の事務負担を軽減する。

○部活動

- ・令和8年度以降、休日の全ての部活動を地域展開し、平日の部活動については、活動時間の適正化を図り、部活動指導員の活用を推進する。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

○授業準備、学習評価や成績処理

- ・授業準備等を補助する、学力向上支援非常勤講師やスクール・サポート・スタッフを積極的に配置する。

- ・ＩＣＴ等の活用により、授業準備、採点作業や成績処理にかかる事務負担を軽減する。

○支援が必要な児童生徒・家族への対応

- ・安全配慮等の支援が必要な児童生徒の支援を行う特別支援教育支援員を配置する。
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の校内会議への参加を推進し、専門的な知見を活用しつつ教職員と連携、協働した支援体制を構築する。

(2) 学校における措置の促進

学校における以下の措置を促進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

○各学校の教育課程における年間授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準時間時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1,086単位時間以上）編成している場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。

○部活動を担当する教育職員や生徒の心身の健康を確保することを目的に設定された部活動休養日の拡充を図る。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、次の内容に取り組む。

○1か月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員が属する学校の校長に対し、教育委員会による指導を実施する。

○ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。

○年次有給休暇についてまとまった日数を連續して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- (1) 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校時間の状況を把握し、毎年度、鉢田市のホームページで公表するとともに、定例の教育委員会会議及び総合教育会議において報告する。
- (2) 学校での児童生徒等の支援に専門的な知見を有する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- (3) 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している公務支援システムで把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- (4) 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- (5) 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けに県教育委員会が主催するマネジメント等に関する研修を周知し、積極的に活用するよう促す。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- (6) 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体的な項目について協力を得られるよう取り組む。

資料編

鉢田市教育振興基本計画策定委員会設置要綱

令和2年4月 27 日

鉢田市教育委員会訓令第6号

(設置)

第1条 教育基本法(平成 18 年法律第 120 号)第 17 条第2項の規定に基づき、本市の教育振興に関する施策の総合的・計画的な推進を図るための基本となる鉢田市教育振興基本計画(以下「教育振興基本計画」という。)を策定するため、鉢田市教育振興基本計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 教育振興基本計画の策定に関すること。
- (2) その他教育振興基本計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員 15 人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから、鉢田市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保護者代表
- (3) 学校教育関係者
- (4) 社会教育関係者
- (5) 市職員
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、教育振興基本計画の策定が終了するまでとする。

2 必要に応じて委員を補充するものとする。この場合において、補充された委員の任期は、前任者の残任機関とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ会議を聞くことができない。
- 3 会議の議事は、出席議員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(庁内ワーキング)

第7条 第2条に規定する所掌事務を円滑に遂行するため、策定委員会に庁内ワーキングを置くことができる。

- 2 庁内ワーキングは、次の各号に掲げる職員のうちから、当該職員の所属長の推薦に基づき、教育長が任命する。

(1) 次に掲げる課又は施設に所属する者

ア 教育総務課

イ 指導課

ウ 生涯学習課

エ 公民館

オ 図書館

(2) 前号に掲げるもののほか、教育長が必要と認めるもの

- 3 庁内ワーキングは、施策の実現に向けた資料収集及び専門的な調査研究を行い、教育振興基本計画の原案作成に必要な基礎資料を作成し、策定委員会に報告するものとする。

(庶務)

第8条 策定委員会及び庁内ワーキングの庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が策定委員会に諮って定める。

(報償)

第10条 謝金につきましては、策定委員会に出席した場合、1回につき 5,400 円とする。

(費用弁償)

第11条 策定委員会及び庁内ワーキングに出席した場合、1回につき 500 円とする。

附 則

この告示は、令和2年4月 27 日から施行する。

鉢田市教育振興基本計画策定委員会委員名簿

	氏名	団体等	備考
1	山口 豊一	聖徳大学教授	
2	薄井 迅	PTA連絡協議会	
3	小橋 元	校長会	
4	高柳 繁	教育会	
5	宮崎 修士	幼稚園長会	
6	中根 節男	社会教育委員	
7	吉川 常英	文化財保護審議会	
8	松本 昭一	スポーツ推進委員連絡協議会	
9	石山 ちい子	青少年育成鉢田市民会議	
10	久保田 豊	鉢田市議会	
11	佐藤 嘉雄	福祉事務所	
12	小松崎 智幸	教育部	
13	河原 真樹	教育部	

(順不同・敬称略)

第4期鉾田市教育振興基本計画

発 行 日：令和 年 月

編 集・発 行：鉾田市教育委員会

住 所：〒311-1492 茨城県鉾田市造谷 605 番地 3

電 話：0291-37-4340

ホームページ：<https://www.city.hokota.lg.jp>